

第八十七回国会 大蔵委員会 議 録 第十七号

昭和五十四年四月二十五日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 加藤 六月君

理事 稻村 利幸君
理事 高島 修君
理事 佐藤 樹樹君
理事 坂口 力君
理事 阿部 文男君
理事 池田 行彦君
理事 江藤 隆美君
理事 越智 伊平君
理事 佐野 嘉吉君
理事 本名 武君
理事 村上 茂利君
理事 山崎 武三郎君
理事 池端 清一君
理事 沢田 広君
理事 広瀬 秀吉君
理事 貝沼 次郎君
理事 高橋 高望君
理事 永原 稔君

出席政府委員

大蔵大臣 金子 一平君

経済企画庁 坂井 清志君

大蔵政務次官 林 義郎君

大蔵大臣官房 名本 公洲君

本専売公社監理 吉野 良彦君

大蔵省主計局次 二瓶 博君

農林水産省農蚕 園芸局長

厚生省公衆衛生 局長

結核成人病課 大池 真澄君

委員外の出席者

日本専売公社総 泉 美之松君
裁 日本専売公社総 小幡 琢也君
務理事 日本専売公社総 永井 幸一君
務理事 日本専売公社総 立川 武雄君
事 日本専売公社理 後藤 正君
事 日本専売公社理 岡島 和男君
日本専売公社管 岡島 和男君
理調整本部総務 岡島 和男君
部長 岡島 和男君
大蔵委員会調査 葉林 勇樹君

委員の異動
四月二十五日

辞任

宇野 宗佑君

江藤 隆美君

美濃 政市君

同日

辞任

越智 伊平君

水平 豊彦君

広瀬 秀吉君

補欠選任

越智 伊平君

水平 豊彦君

広瀬 秀吉君

同日

辞任

宇野 宗佑君

江藤 隆美君

美濃 政市君

本日の会議に付した案件

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)
日本専売公社法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。
この際、委員長から一言申し上げます。

先般来理事会において協議いたしました結果、アフリカ開発基金及び米州開発銀行に対する追加出資等について、お手元に配付したおりの申し合わせを行いましたので、御報告申し上げます。

○加藤委員長 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、去る十一日質疑を終了いたしましたので、
これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 次に、日本専売公社法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永原稔君。

○永原委員 昨日来いろいろ質疑が続いていますので、重複する面が出てくるかもしれませんが、御点を交えながら伺ってみたいと思います。

まず、製造たばこ定価法の一部改正ですが、三条関係です。

これは公社サイドに立っているいろいろな見えてまいりますと、現実的には小売定価の改定について緩和措置をとりあるいは弾力化をするということとは必要だと考えられます。しかし財政法三条の観点から検討してみますと、きのうからの説明である程度の理解はできますけれども、必ずしもこれが最善の方法とは思えない、こういう気がするわけです。今回の方法は、定価法第一条で最高価格を決め、そして第二条一項でそれをいつの間にか基準最高価格と読みかえてしまっている。しかもその条文の中では、損失が生じた場合あるいは生ずることが確実と認められる場合、公社の事業経営が健全で能率的に経営できないとき、大蔵大臣に暫定最高価格を決めるような権限を与えようとしております。しかもその枠が基準最高価格の一・三倍。これは何回も繰り返されるのではないでしようか。この関係で大蔵大臣は一体何回改定されようとしているのか、その点をまず第一点に伺いたいです。

第二条の一項で暫定最高価格を設ける、第二項でその暫定最高価格の改定ができるようになっていて、第五項ではその改定された暫定最高価格の改定をする規定が設けられている、しかも第六項を第五項は準用するようになっていきますので、ずっと繰り返しが行われるのではないかと、ううううな感じがしますが、一体これで何回改定で

らないというふうな考えまして、現行の定価法の最高価格法定制という枠をそのまま残すという方法を選んだわけでございます。

なお今回、たばこ定価法の新しい第三条によりまして、定価を決定する場合にどういふものを定価の構成要素とするかという点を明らかにいたしましたわけでございます。専売納付金、地方たばこ消費税、それから先生がおっしゃいました原価、そういうものが定価の構成要素であるということ、を今回明らかにいたそうとしておるわけでございます。従来の旧法で申しますと第二条にあるわけでございますが、第二条は、いわゆる専売基金と申しますものが、税相当部分、原価、公社の内部留保、そういうようなものが言うならば渾然一体となっておって分別できていないという状況にあったためにきわめて抽象的になっておったわけでございますが、今回それを区分することを法律で定めようとしたしておりますので、それから、原価の構成要素というものに十分配慮し、それを償うような定価をつけていくことが必要であるという定価決定の原則を具体的に第三条で規定することとした次第でございます。

○永原委員 いまお話の出ています定価法三条の關係でけれども、「原価並びに品質、規格及び消費の動向等を勘案して行う」、これは一応決定要件ということで考えてよろしいのでしょうか。一体こういうものが本当に指数化できるかどうか。と同時に、消費の動向というのは価格にプラス要因として作用するのマイナスイヤ要因として作用するの、そういう点はいかがでしょうか。

○名本政府委員 新しい法律案の第三条におきまして「原価」の次の「品質、規格及び消費の動向等を勘案して」、この文言は現在の第二条にもあるわけでございまして、実際問題といたしまして、たばこの葉組み、またその使われております葉の質、それから規格、長さとか太さというふうなもの、それから現実の消費動向等を勘案して決めるということに現在もなっております、現在の価格体系はこういうふうなものを勘案した上つくら

れたものであるわけでございます。今後新しい品種が導入されました場合にも、品質、規格、そういうふうなものを勘案いたしまして、その価格体系の中でどういふ位置をその新しい商品が占めるかということを検討し、定価を決定するというところに相なると思っています。

消費の動向でございますが、これにつきまして、理論的には上もあれば下もあり得るわけでございまして。一般的には現在のような停滞ぎみの消費動向でございますので、上へ持っていくというのはなかなかむずかしいことではなからうかと思いますが、たまたまといたしましては、上もあれば下もあり得ることは当然なるわけであります。もちろんこの場合、最高価格の天井があるということは当然でございますが、その範囲内でこういう種々の点を考慮して決める、こういうことでございます。

○永原委員 これに関連した事項でけれども、今度の定価法の改正の附則の四項、ここに書かれておることがちょっと意味がわかりませんので、どういふことを言っているのかお教えいただきたい。また、「当分の間」という言葉がどういふように作用してくるのか、その点もあわせてお願いいたします。

○名本政府委員 附則の第四項で書いてあります事柄は、定価法の新しい第三条で定価の決定原則を定めたわけでございまして、現状におきましてこの第三条の原則をそのまま適用いたした場合には、主として下級品の銘柄が多いわけでございまして、そういうものにおきまして、第三条の原則には直ちに適用することが非常に困難であるというものが出てくるわけでございまして、これは現在存しております価格体系の問題、さらには、特に価格の低い銘柄におきましては種々の社会的な配慮等から低位に据え置いておるものもございまして、そういうものにつきまして、直ちに第三条の要件を満たすような原価、その他地方税、納付金を賄うようなところまで持ってまいりますと値上げ幅が非常に大きくなるというものにつ

きましては、しばらくの間暫定的にその定価を、第三条の条件に適合しないままで据え置くことができるようにさせていただきたいというのが附則でございます。もちろんこれは暫定的な規定でございますから、各個別銘柄につきましても公社において、第三条の原則が適用できるように種々経営上の努力もしていただきまして、第三条に適合しない状況からできるだけ速やかに離れていただくというふうにしていただかなければなりません。

この「当分の間」と申しますのは、そういう企業の努力にかかわる問題でございますので、一年、二年というふうな具体的に年数を限ることが大変に困難でございます。したがって「当分の間」ということをお願いをいたしておるわけでございまして、その意味は言うならば文字どおり当分の間、暫定的にお願いをいたしたい、かようなことでございます。

○永原委員 「当分の間」というのを法律で使いますと非常に不明確になりまして、地方自治法などで言う起債の許可なども「当分の間」ということでずっと続いております。そういうことで、この「当分の間」を生かしておいた方が大衆のためにはいいのか。企業努力で早く改善したいとおっしゃいますけれども、これを取ってしまう方が価格が上がるのか、ケースとすればどちらが多いのでしょうか。

○名本政府委員 具体的に申しますと、たとえばゴールデンバット、それから沖縄復帰の際に沖縄でつくってございました銘柄のたばこ、そういうものが主体でございますが、三条をそのまま適用いたした場合にはそういうものは価格を引き上げざるを得ません。したがってそういう意味におきましては、これを置いておいた方がそういうたばこをお買いになる方のためには利益になる、こういうことでございます。

○永原委員 定価法の一、二の特例品、高級品の規定、これはいま一級特例品が十本五百十円を百八十円にしよう。これは二十本で三百円、これを暫定最高価格に持っていくと三百九十

円までは大蔵大臣は上げられるわけです。現行のペンソナードヘッジス二百二十円のを二百六十円にしようとしている。これをいきなり一・三倍というのを適用するのは適当でないかもしれせんけれども、一応常識的に一・三倍まで上げることにした場合三百三十八円、暫定最高価格の範囲内でとまるわけです。どうしてここでもって百八十円に上げなければならぬのか。やはり全体の価格に手をつけている均衡上の問題なのか。私はあえてここで百五十円を百八十円まで上げなくてもいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

いま先生御指摘の、一級特例品について現行十本当たり百五十円になっておる、したがってこれをバランスをとって百八十円に上げる必要はないのではないかとということでございまして、現行体系の中でございまして御案内のように、一級品の上限が八十五円ということで、二十本当たりすると百七十四円でございます。いま私どもが出しておりますトールとかキャビンとか、それからクロスライセンズやっておりますペンソナードヘッジスとか、そういうものは全部一級特例品になっておるわけでございまして。私ども現行体系の中で、いま外国品が大体二百五十円から二百七、八十円でございますので、外国品と同等のものに商品開発で取り組んでおるわけでございまして。したがって、現行体系の中で二百八十円見当というものを考えていたわけでございまして、値上げ後は三百四十円とか三百二十円というふうな、いわば国際的にわが社が本当に競争し得るような商品開発に現在取り組んでおりますので、この機会に二〇%の値上げというものにスライドさせて百八十円にさせていただいた次第でございます。

○永原委員 納付金率の点について伺います。これは種類別、等級別に納付金率に差がつけてありますけれども、その理由はどこにあるのでしょうか。

○名本政府委員 納付金率につきましては、現在

の価格体系というのがあるわけですが、こういうような価格体系は欧米にはないわけですが、いまして、たばこの定価というのはいくつに線にそろってあるといふのは若干の上下しかないわけですが、ところがわが国におきましては、五倍という非常に大きな格差があるわけですが、これは昨日も公社の方から御説明がございましたが、一方におきまして製造原価というのはそれほどの差がないわけですが、製造原価と、たばこの益金率というものは等しいわけですので、かなりの差が出てくるわけですが、これは三級品におきましては、その益金率は極めて低いという状態になっております。こういうような事情を考慮いたしまして、あわせて、低価格銘柄がよいという税相当部分というものは本来低くてもいいのではないかと、一種の果進的な思想も加味いたしまして、こういう格差のある納付金率を定めさせていただいたような次第でございます。

○永原委員 これは一級、二級、三級という中で生産コストの相違があるために設けられたのではなからうかと思っております。そういう意味ではないのですか。

○名本政府委員 生産コストが全然同じというわけではございませんで若干の差はございますが、一級品と三級品の間の生産コストの差はせいぜい五割程度かと存じます。ところがゴールデンパットをとってみますと、五倍ほどの格差があるわけでございます。そういう実態を踏まえながらこの納付金率というものを決めていかざるを得ない状況であるわけでございます。

○永原委員 これは納付金率の方ですけれども、財政的な見地からこれを改正するという考え方が将来生まれてくるのでしょうか。また、一・三倍というものについても、なお授權範囲を拡大したいという気持ちが出てくるのでしょうか、その二点。

○名本政府委員 まず納付金率は、平均的にしますと五・五でございますが、これは言うならば

消費税率に相当するものでございますので、現在におきまして私どもは最も妥当なラインであるといふふうに考えております。しかし、これは種々の社会情勢の変化というものもあり得るわけですが、いまから、今後永遠に五・五でいかなければならぬということにも相ならないかと思ひます。情勢の変化によりまして高くなることもあるいは低くなることも将来の問題としてはあり得るかと思ひますけれども、これは一般の税率が変動するのと同じようなことかと存じます。

三割の部分につきましては、これは税率に相当するものではないと思ひます。しかし、いわゆる財政民主主義というものを踏まえての政府にお任せいただく範囲、限界でございますので、どちらかといいますとこちらの方がよりかたい割合ではないかと思ひます。しかしこれも法律でございます。社会情勢、種々の情勢あるいは将来財政法三条がどうなるかということも考え合わせますと、必ずしも永遠にこのままでいくということでもなからうと思ひます。法律でございますので、もちろん将来のことを当然のことと見越して三割ということを書いておるわけでございますが、社会情勢、そういうものの上で当然の制限を課したものといふふうに考えておるわけでございます。

○永原委員 一般消費税を五十五年度から実施するというような検討がなされているように見えますけれども、私どもはまだ賛成という態度はとっておりません。そういう中で、政府関係機関はいろいろ検討なさっているのではないかと存じます。今度のアップによって五十四年約千億の内部留保が出ると承っておりますけれども、葉たばこそれから巻紙紙の用紙、こういうものについて消費税はつけられるのかつけられないのか、どういふお考えを持っておりますか。これが五割ついた場合には、販売価格に五割つくわけですから公社の負担はかなりふえるわけですね。こういうものが内部留保をだんだん食っていくわけですが、どのような影響があらわれるか検討なさっているか

どうか、この辺をひとつ承りたいと思ひます。と同時に、もしも消費税を考へないということになると今度、葉たばこの購入価格は農家負担などを減少させるためには上げていかなければならぬ。農家は葉たばこに肥料代にしろもあるいは包装代にしろ、そういうものは全部消費税がかかって負担するわけですから、そういうものについての経費、コストアップを今度の中でどういふふうにとらえていこうかというのか、あわせて聞かせてください。

○泉委員 一般消費税についての構想がまだ必ずしも具体的にはつきりいたしておりませんが、この段階でどの程度までお答えするのが適當かわかりませんが、いま私の承知したところでは、一般消費税はすべての国内消費に對して課税するのがたまたまでございますけれども、酒とたばこのように特別の財政物資として重い負担を課せられていられるものについては、一般消費税は課税しないというのがいま税制調査会の一級消費税特別部会で検討されておる内容と承っております。

そういういたしますと、本来一般消費税が課税されますならばたばこについても消費税率だけ値上げが行われて、そして仕入控除によって、いまお話しした葉たばこ代であるとかフィルターであるとかあるいは用紙、そういう原料に課税されたものを仕入控除することができるとありますけれども、たばこに對して一般消費税が課税されないということになりましたと仕入控除の方法がございせん。そうなりますと、公社の原材料に課せられた一般消費税は控除できませんので、公社の内部留保が減るということになってまいりますので、一応の筋道がさうだということをお願いいたします。

葉たばこにつきましては、たばこ耕作審議会におきまして審議の結果、その価格が決定されるわけでございますが、その場合には、物財費と労務費の値上がりも考慮して決定するような方式ができております。したがってたばこ耕作者が物財費として肥料とか包装とかいろいろなものについて払ったものは、葉たばこの値段に反映されるといふことになってくるわけでございます。もちろんそれはコストのアップでございますから、公社のコストがそれだけ上がるということにはなりません。

○永原委員 昨日の御説明で、現在の経済見通し、こういう観点からすれば、五十九年ないし六十年の価格改定というお話がございましたので、消費税を導入されたことによりかなりまた影響を受けるのじゃないか、こういう観点で申し上げたいわけですが、いま總裁が売断に立つた消費税の話をなさいますけれども、今度は買う側に立つてやはり消費税が公社負担にはね返ってくる、こう思ひますので、そういう検討も——これは税率が決まっていますからわからぬと言へばそれまでですが、いままではやはり影響するのではないかと思ひます、いかがでしょうか。

○泉委員 もちろん公社に影響いたしますが、内部留保が本年は一応千億と予定いたしておりますが、コストアップによってそれが年々減つてまいるわけでありまして、一般消費税が導入されまして、仕入控除ができないうことによつて、仕入れた原材料の中に一般消費税分が課税されておつたまま、それだけ内部留保の減るスピードが速くなつて、当初予定しておるときよりも場合によつて早くなるかもしれません。しかし、これは一般消費税がいつ導入されるのかまだわかりませんので、いまあらかじめ申し上げることはできません。

のでしようか。

○泉説明員 これはいろいろの見解はあろうかと思ひますが、イギリス、アメリカ、西ドイツは早くから民営でございまして、それからフランス、イタリアは専売国であつたのでありますが、御承知のようにECにおきまして流通専売を廃止するというところから、流通の部分だけ専売から外れております。しかし実際はフランスにおきまして、小売店はフランスの専売店が握つておりますので、なかなか外国から行つてその小売店を利用することができません。結局外国からフランスにたばこを売ろうとしますと、フランスの専売店に売つて、専売店がそれを小売店に売らせるといふ形をとつておるようでありまして、たてまは流通専売は廃止したわけでありまして、たてまは実際上は廃止前と余り変わらない状況が続いておるようでございます。

わが国の場合には、明治三十一年から葉たばこ専売が始まりました。明治三十七年に製造販売を含めました完全専売になつて、今日まで七十有余年を経過するわけでございます。確かに白地に絵を描くのでございますれば、諸外国にございまして民営にすることもできることと思ふのでありますけれども、すでにこの七十有余年の間に歴史的にでき上がったものでございまして、それを民営に移すことにつきましてはなかなか困難が多い。特に葉たばこ耕作者、十二万人ほどでございますけれども、もし専売制が廃止されれば、国内の葉たばこ耕作は壊滅的打撃を受けるだらうといふような問題もございまして、それから仮に専売公社を民営に移すとしても、民営公社といふことになりまして、広告費が相当多額に上りまして、また葉たばこにしても製品にしてもその流通が、いまのような形では完全に一貫してできるわけでありまして、それが交錯輸送が行われる、さらに工場につきまして設備投資が重複して行われる、そういうようなことを考えますと、民営によつてコストが安くできるということとは余り期待できないのではないかと。そうすると民

営にしたメリットがどこに出るか。もちろん競争すれば能率が上がるんだという御説明もあろうかと思ひますが、私はいまの専売公社は他の国との競争において能率は必ずしも上げておるといふふうには考えておりませんので、民営にするメリットは余り出てこない。おまけに民営にするといふことになりまして、公社資産の評價、払い下げの問題等なかなか容易ならぬ問題が出てまいりますので、むしろ現在の公社制度、専売制度を前提として、そしてその時代の要請に適応してない点を直すのが適当ではないかと。今回専売納付金制度について改正をお願いいたしておりますのは、そういう意味で、従来の適応しておらない適切でない制度を直すというのを考えておる次第でございます。民営移管という問題よりもまずそういうことが大切だ、このように考えておるわけでございます。

○永原委員 財政物資の観点からすると、お酒も同じことだと思ふのです。お酒は製造販売が免許制になつていて民間事業でやっているので、けれども、いま総裁が、非常に効率的にやっているので、昨日はよその国からも指導をお願いするといふぐらいやつておるんだと胸を張つておっしゃつていました。それは喜ばしいことですが、やはり一般のシビアナな民間企業の経営状態から見ても、必要経費など見ていきますと、醸造業の方は非常に厳しい環境の中で経営が行われている。本間に赤字経営に悩みながらも酒税確保について協力的な態度をとつておるわけですね。こういうものを見ますと、いま総裁がいろいろお話しになりました問題点は確かにあると思ひます。しかし、より効率的にするための民営といふことを考へてみるべきではないかという気がするのですが、現実にはいろいろ輸出削減などについても考へておると思ふのです。たとえば本年度予算でどういふ点について輸出の削減をなさつたのか、そして胸を張つてこういふようにやつてい

るのだとお話しできるのか。何かありましたらお聞かせください。

○泉説明員 私どもといたしましては、昨日もお答えいたしましたけれども、まず能率を上げるといふことが大切でございまして、十万本当たりの労働力を減らしていく。それはもちろん機械設備を入れることによつて能率を上げていくということでございますけれども、いまは昭和四十年当時に比べますと、製造たばこの本数は約倍になつておりますけれども、従業員は逆に四千八減らしておる、それだけ機械を導入することによつて能率を上げておるといふことでございまして、それが一つの努力であります。もう一つは、外国の新技術を導入いたしました、たとえば緩和刻みを入れまして、この緩和刻みの第一工場は倉敷に早く建てまして、本年第二工場が友部にてできるわけでありまして、そういう緩緩和刻みを使用することによつて製造たばこのコスト低減を図る。それからさらにシートたばこのコスト低減を、新しい方式のシートたばこ工場をつくりまして、これによつて香気味のあるシートをつくりまして、そういうたばこの努力を続けておるわけでございます。それに、それによつて生産コストの低減に努力してまいつておるわけでございます。その成果は相当私には上がつておるとも考へております。ただ、たとえば五十四年度の予算で費目といたしまして、第一生産対策の補助金を減らしましたが、今度新しく第二次生産対策をとりますので、その金額は余りふえてはおりませんけれども、入れかわつておるといふ程度でありまして、費目として減つておりますのは、旅費はふやさない、むしろ減らすといふような程度でございまして。

○永原委員 クロスライセンスの問題について、ペンソナードヘッスとマールボロとオールドスプレッダー、アスター、これはイギリス、アメリカ、オーストラリア、西ドイツの製品のようにすけれども、何かオールドスプレッダーとかアスターというのはそれぞれの国の上位銘柄五位の中にも入っていないようなそういう製品のようです。一体どういう方法でこの相手方を決めておるのか。それから、相手方が民営の場合もあり国営の場合もありまうけれども、こういうものについてのライセンス料というのは一体どうなつておるのか。クロスライセンスであるからには対応する国々へ日本のいろいろなたばこが製造されるような道が開かれておるのかどうか。今後もういふものについて公社としてはふやしていくお考えなのかどうか、そういう点、まとめて伺ひます。

○立川説明員 クロスライセンスを現在やつておりますが、国内でクロスライセンスをやつております銘柄は、いまございまして四銘柄でございます。これをどういふ考え方で選んだかということでございますけれども、クロスライセンスをやります場合には、まずアメリカ、イギリス、西ドイツ等のいわゆるたばこにつきましても先進国と、オーストラリアにつきましても、古くから専売制度をとつておりました、昔から私どもの専売もオーストラリア制度に準んだといふようなこともございまして、国として選んだわけでございます。それから銘柄につきましては、アメリカ、イギリスにつきましてもその国の代表銘柄といふことでございますけれども、御承知のようにアメリカは、アメリカカンブレンドの系統でございまして、アメリカ式のたばこでございます。イギリスはどちらかというと、葉たばこを中心としたタイプのものでございまして、それから西ドイツ、オーストラリアにつきましても、必ずしもその国のトップ銘柄ではないけれども、選びます場合には、たとえば西ドイツ等の製品につきましては、四銘柄等を選びまして、国内で調査をして、いま選んでおりますアスターが国内に向けられるといふ調査の結果選んだわけでございます。それから、クロスライセンスで外国に出しております、外国でつくつておりますものは、現在ア

アメリカでは、アメリカのハイライオンターナショナルという銘柄をアメリカのメーカーがつくりまして、アメリカで売っております。それからオーストリアにつきましては、現在ではセブンスターを売っております。西ドイツ、ベネルックス等につきましては、ハイライトエキスポートという銘柄を売っております。

この国内品につきましては、売れ行き状況は五十三年度で四億ぐらいでございます。それから、私も外国でアンダーライセンスとして売っておりますものは、大変努力しておりますけれども、数字から言いますとごくわずかでございます。

この両方につきまして、今後どういうふうに取り組んでいくかということでございますけれども、私も私がやっておりますアンダーライセンスによりまして、たとえば国内品の高級品市場に一つの新しい製品を提供するとか、あるいはアメリカ、イギリス、それぞれたばこのつくり方、若干違うものがございますものから、そういうものをつくることによりまして製造技術のノーハウというものを勉強できるとかいうこともございます。今後とも国内でやっておりますものにつきましてはある程度の販売が維持できる限りは続けてまいりたい。それから私も出しておりますものにつきましては、大変これはむしろかしくて数量が伸びないわけでございますけれども、今後とも各国の状況を調査いたしまして、たとえば現在一部の国につきましては、新しい製品にかえるといったようなことを研究中でございますけれども、なお努力してまいりたい、かように考えております。

○永原委員 現実に日本の製品を外国でつくっているところがあるのですか。

○立川説明員 アメリカにおきましては、ハイライオンターナショナルはアメリカのメーカーがつくりましてアメリカ国内で売っております。それからオーストリアでは、オーストリアでセブンスターをつくりまして、オーストリアで国内で売

っております。西ドイツ、ベネルックスも先ほど申しましたように、ハイライトエキスポート、数量はわずかでございますけれども、あちらでつくって売っているということでございます。

○永原委員 今度輸入たばこについてシガレットは九〇%の関税、こういうふうな決められるようにございますけれども、これは他国との均衡を見て現行価格が変更になっていくのだからどうかという点と、それから小売定価基準というの点、これはどういように設けられているのか。外国のたばこというのは、非常に二百五十円とか二百七十円とか平均化しちゃっているのですけれども、どういふ方法でお決めになっているのか。為替変動による影響などがそう簡単にはね返ってきませんけれども、五十三年七月以降どういふようなお考えをとっていらっしゃるのか、そういう点。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

現在私どもの輸入たばこの値づけでございますが、これは向こうのいわゆるCIF価格、公社に幾らで売りますというCIF価格を基準にいたしまして、大蔵、経済企画庁、それから専売公社、三者の間で、国内の一般品相当の益金率にある関税をかけたならばということとを想定しまして、それで現在の値づけはいたしておるわけでございます。

大体市場というのは、いま日本の市場は輸入品の場合にはほとんどアメリカ製品が多々ございまして、一つのアメリカの会社がいわゆるCIF価格幾らという値段を出しますと、ほとんどそれに右へならえをするという傾向がございますので、したがってアメリカ製品等については、F&KとF&Sの差がありまして、ほとんど価格は一緒になっているというのが現状でございます。

ただこういういまみたいなやり方ですと、私もしたがって、CIF価格によってある価格は機械的に決められてくるわけですが、対外的に明らかになっております。したがっていわゆる二国間交渉とか、いまの日米交渉でも、いわゆる日本

のたばこの値づけは恣意的ではないかという御批判があったわけでございます。したがって今回御提案申し上げておきますように、内国消費税部分に幾らというところで、今回は御提案申し上げておきます国内の一般品の五・六・五というものを外国品にも適用をする。内国税が明らかにありますと、当然今度は関税も、いまみたいに両方合わせたような、たとえば三五五という関税では適当でございませぬ。したがって、外国品と日本製品が公正に競争できるようにいわゆる競争条件を創設するために、シガレットについては九〇という関税率を設定すべく御提案を申し上げます。今後この制度が御審議でございます。したがって、今後はいわゆるいたたき御承認をいただきますと、今後はいわゆるアメリカのCIF価格、これは当時の適用為替レートによりまして、その円建ての購入原価に、CIF価格に関税率を掛けたもの、それに輸入諸掛かり、それから内国消費税相当分としての五・六・五、それが公社の配送経費、それから小売店マージンが現在輸入品は七%でございまして、それから公社のいわゆる金利相当としての約一%という内部留保、これを機械的に積み上げますと、輸入たばこの価格は自動的に決まってくるというように仕組みになってまいります。

○永原委員 それで価格は、現行価格を改定するのはどのくらいになるのですか。大きな変更があるのですか。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

いまのところ私も外国のメーカー並びにその日本の輸入代理店に、こういう制度の仕組みになります、したがっていましてことしの輸入と申しますか向こうの供給単価を幾らにするのか、早目にオフアをしてくださいということをお願いしております。また、なにか制度との関連を向こうのメーカーは大変注意深く見守っております。いまのところオフア価格が出てまいっております。したがって、昨年購入しました私どもの単価で適用しますと、大体いまの価格同等もしくは若干下がるものもございしますが、また逆に若干、二

百五十円が二百六十円になるというようなものもございします。これはあくまでも去年までの向こうの供給価格を据え置いた場合でございます。今後アメリカ等いろいろな日本にいたばこを供給している会社が、どういふオフア価格をしてくるかによって価格は異なっております。いまのところ残念ながら、その価格は私どもまだ御提供いたしておりませんので、幾らになるということの確に申し上げられない状況でございます。

○永原委員 では、時間が来ましたので最後に、小売手数料というのはいくつで決められているのか、法的な根拠を示していただきたいのです。小売人売り渡し価格というのは、結局手数料差し引きでいっているような感じがするのですけれども、それでいいのかどうか。もしもそういうことになるとすると……（休憩しろよ）と呼ぶ者あり。もう時間になりますから、私の話は続けさせていただきます。これで終わります。

四十三条の十三、これを見ていきますと、「小売人に売り渡した製造たばこ及び国内消費用として直接消費者に売り渡した製造たばこ」、使い分けていますけれども、これは価格に差があるからこういうふうに使分けられているのかどうか。また、ここで小売人に売り渡したばこがこの定価どおりでないということになってきますと、予算総計主義からいっても、納付金の計算のときおかしくなるのではないかと。やっぱり収入は収入として見て、そして手数料は手数料として歳出に計上すべきじゃないか、こう思いますけれども、そういうふうなやり方いらつしやらないとするならば、どういふところに理由があるのか、お聞かせください。

これでは質問を終わります。

○立川説明員 製造たばこ定価法ではたばこの定価を定めておりますけれども、一方たばこ専売法の三十四条三項に、小売人は「小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。」という規定がございます。そのほかに専売法の施行規則の十八条におきまして、「公社から小売人に売

り渡す製造たばこの売渡価格は、その小売定価から小売定価に対して総裁の定める割引歩合を乗じて得た金額を控除した金額による。」という規定がございいます。したがって小売定価が決まりますと、これは消費者との関係で定価でございまして、小売人に公社が売り渡す売り渡し価格は、別に総裁が定めまして公示いたしましてやっていくというのが状況でございいます。

現在一割でございいますけれども、これはどういうことで決めているのかという御質問でございいますけれども、一般的に小売店経営の形態でございいますとか、あるいは各国の専売制その他の小売人の手数料でございいますとかというものを勘案して決めております。一割という金額は、一般的には小売マージンとしてはほかの商品に比べてちょっと少ないような感じがいたしますけれども、たばこの場合には御承知のように、臨店配達と申しまして、公社から小売店に月三回ないし四回配達をしております。一般の化粧品その他のものに比べまして大変回転率が高うございいます。それらを勘案して一割ということにしているわけでございます。

○永原委員 時間が来ましたので、終わります。
○加藤委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○加藤委員長 速記を始めて。
大島弘君。

○大島委員 本案に入ります前に大蔵大臣と経済企画庁に、たばこの公共料金の値上げの消費者物価に及ぼす影響を中心になつてお伺いいたしたいと思ひますが、その前に、先ほど一般消費税はたばこには一応かけない方針だということお話を、大臣、一般消費税というのは直接税ですか、間接税ですか。
○金子(一)国務大臣 間接税のつもりでございす。

○大島委員 直接税と間接税の違いというのは普通は、納税主体が直接負担するのが直接税、納税主体が直接負担しないのが間接税だということなら

ば、この一般消費税の場合、たとえば化粧品とかそういうもので果たしてはかに転嫁できるかどうか、實際上転嫁できないのじゃないかということ、自己の商店の経営合理化とかというので結局、自己負担になる可能性が非常に多いので、私はちよつと最近、もちろん私も当然これは間接税と思つておつたのですが、そういう点で転嫁という点に果たして全部できるかどうか。もちろん大企業はできます。大企業製品は独占あるいは準独占でございすからこれは転嫁できますけれども、その他の一般消費という点に於いて、果たして他に転嫁できるのか。結局納税主体がみずから負担しなければならぬ、そういうのが非常に多いのではなからうか。とするならば、これは果たして間接税と疑問を持っておりますが、大臣のお考えも一度、やはり間接税……。

○金子(一)国務大臣 いまの転嫁の問題は、最近のような独占事業が非常に多くなつたりいろいろなこと、必ずしも従来の理論どおりいかぬようになっております。その幅は狭められておると思ひますけれども、消費税という立場から、つまり所得課税か消費課税かという点で区別から言へば、それはもう完全に消費に担税力があるということであるわけですから、そういう意味での消費税とお考えただけであればありがたいと思つております。

○大島委員 ちよつといま私は、一般消費税は直接税か間接税かという問題を提起をしただけでございすので、よく一週これは検討していただきたいと思ひます。
それからそれに関連しまして、最近の公共料金の値上げですけれども、私の調べたところ、落ちはあるかもしれませんが、本年に入つてから国鉄通学定期が五・五％、これは一月一日から。それから私鉄十三社が一・二・八％、これは本年の一月八日から。それから消費者米価は四・二％、本年二月一日から。それからたばこ二〇％、五月一日からの予定。国鉄運賃は八％、これは五月二十日ご

ろからの予定。それから予算に盛り込まれておりますけれども、健保法改正によつて、本人の初診料六百元、入院負担金二百円をそれぞれ千円に引き上げて、これは八月から実施予定。それから消費者米価、これは夏から引き上げられそうです。それから国立大学入学金、これが二万円アップで八万円になる。それから東京都の場合の公立高校の授業料が二〇％上がるであろう。なおそのほか、タクシーの値上げも考えられるし、それから高速道路料金の三〇％アップも考えられる。こうして見ると、いま言いましたように本年の一月一日の国鉄通学定期からずつとこうして値上げラッシュが続くわけなんです、こういうふうな五十四年に入つて集中するといふのは、やはり一般消費税が実施された場合は、その前六カ月は値上げはないといふことの一般消費税の導入と関係があるのではないかと。

○金子(一)国務大臣 これは一般消費税の導入とは全然関係ございせん、それぞれの企業が極力企業努力をやつて赤字の縮減に努めてまいりましたけれども、それが十分いかなかつたということ、特に去年は公共料金の値上げを余りやつておりませんでしたから、それがたまたま時期を同じうして集中して集中してきた、こういうふうな御理解いただければ結構でございます。

○大島委員 いまの御答弁によりまして、こういうふうな集中したのはこれは偶然なんであつて、一般消費税の前提ではないといふふうにお考えなうございす。
そうしますと、この公共料金の上昇に伴う消費者物価への寄与度につきまして、ちよつと専門的になりますのですが、経済企画庁にちよつとお伺いしたいのだけれども、一般に公共料金のCPI、消費者物価への寄与度というのは、どのくらいの寄与度なのか。特にたばこあるいは国鉄とかそれぞれ主なもの、大体公共料金はどのくらいCPIを押し上げるのか、その内訳はたばこはどうかといふことにつきまして、わかる範囲で……。

○坂井政府委員 公共料金の消費者物価への影響につきまして、若干計数的に御説明申し上げます。
五十四年度の公共料金改定、現在大体わかつておりますものの消費者物価指数への影響につきましては、三点ほど申し上げます、第一点が予算関連の公共料金といたしまして、いま先生おっしゃいましたように近く予定をされております国鉄、それから健保、さらにいま御審議中のこのたばこの小売定価等の改定、これらがございす。さらに二番目に、電気、ガス料金につきまして、円高差益の還元によりまして割引措置を半年間実施してまいりましたが、これが三月いっぱい終了いたしました。それから第三に、そのほかの民間ないしは地方の公共料金等につきまして、これは個別の積算は困難でございす、従来の傾向等から見ましてある程度の上昇を見込まざるを得ません。これらを総合いたしまして、ごく大まかな目安といたしまして、五十四年度の消費者物価に対して一・五％程度の押し上げ要因になる、こういうふうな私ども試算をいたしております。
それで、その中でいま先生がおっしゃいましたたとえばたばこでございますが、たばこは、今回提案になっております案で引き上げられた場合に、消費者物価指数を〇・三七％上げる効果を持つ、こう計算しております。ただ、これは年度平均といふことで考えてまいりますと、実施の時期によりまして多少異なつた意味を持つてまいります。五月時点実施の場合には年度平均に対して〇・三五％程度の押し上げ要因となる、こういうふうな予測しております。
それから国鉄運賃でございす、その中身は近く決定されると思ひます。現在検討中でございすけれども、恐らく〇・一五％程度の上昇要因となつて消費者物価に響くといふふうな考えをしております。
健保保険につきましては、これはまだ内容が余り固まつていないようでございますが、すでに提案になっております案でまいりますと〇・二％程度の上昇要因になる、こういうふうな試算してお

ります。

さらに米価でございますが、米価の方は本年二月、つまり年度としては昨年度のうちに四・二%の引き上げが実施されましたが、これが大部分は本年度になって効いてまいりますので、結局のところ、五十四年度の消費者物価に対して、それ以前に比べて〇・一%程度の上昇要因になるというふうに見えております。五十四年度において消費者米価をどうするかということにつきましては、まだ全く白紙の状態でございます。

○大島委員 そうしますとたばこの値上げは、大衆国鉄運賃の三倍の消費者物価の上昇に寄与するかと考えていいですか。

○坂井政府委員 たまたま本年度の計数で申しますとそういう結果に相なります。

○大島委員 これを見ますと、たばこの値上げがいかに大きな影響を及ぼすかということは、国鉄の三倍も影響を及ぼすということがこれではつきりしたわけです。

それで、全体として五十四年度は公共料金の消費者物価に対する寄与度は、いま一・五%とおっしゃいましたが、私の計算によりますと最低二%ぐらいになると思うのですが、その前に、まず五十二年度の寄与度は一・三%、五十三年度は特別低くて〇・八%と、こう考えていいですか。

○坂井政府委員 大体御指摘のとおりでございますが、五十三年度につきましては、これはまだ精密な計算ができておりませんが、恐らく一%をやや下回る程度、いま先生〇・八とおっしゃったかと思いますが、そのあたりと一%の間ぐらいではないかと思っております。

○大島委員 そうしたら、五十二年度と五十三年度の消費者物価のアップ率は幾らになっておりますか。

○坂井政府委員 五十三年度の消費者物価のアップ率でございますが、これは実は明後日全国の三月の消費者物価の指数が発表になりますので、きょう現在まだ確定的なことは申し上げられませんが、全国の指数、これは二月までわかっておりま

す。それに三月の分、これはすでに東京都部部の指数がわかっております。速報ベースでございますがわかっております。それで、全国は困難でございますが、東京都部部のベースで計算をいたしますと、年度平均としまして五十三年度は三・九%のアップという結果が出ております。全国につきましてもそれと大差ない形、若干それより低い数値になると見えております。

○大島委員 そうしますと、五十三年度は極端に公共料金のCPI上昇寄与度が少なく〇・八で、結果的に三・九%消費者物価が上がった。本年は、あなたの方の計算ではその約倍に当たる一・五%。私は二%だと思ふのだけれども、仮に一・五%としても、五十三年度の〇・八の約倍に本年度は上がる。しかるに五十三年度の消費者物価が三・九%だったのにかかわらず、五十四年度の消費者物価の政府見通し四・九%というのは、数字の上で、これだけから見ても果たしていかようなものなのでしょう。

○坂井政府委員 確かに御指摘の点はございますが、公共料金の中で先ほども一つ例示いたしました電気、ガス、このあたりは、昨年は円高差益の還元ということもあって逆にマイナスになり、本年度はそれがプラスになる、そういう特殊要因も絡みしたのでよい価格が目立つようなところになっておりますけれども、御存じのとおり消費者物価の中には一般商品、その中にはまた季節商品、野菜あるいは生鮮魚介といったものの動きも別途ございますし、さらに一般商品のウェイトもかなり高いものでございますので、それらの動きを私どもできるだけ綿密にアプローチをいたしました結果、五十四年度につきましてはやはり四・九%程度に何とかおさめられるという見通しのもとにそういう数字を発表しておるわけでございます。昨今いろいろと、特にむしろ御売物価に直接効いてまいりますむずかしい要因がございすけれども、それらの要因をなお見きわめる必要はございますが、現時点におきましてはこの四・九%という政府見通しを何とか達成できるのでは

ないか。そのために、政府もそうでございますが、国民各層の御理解、御協力を切にお願いしたいと考えております。

○大島委員 経済企画庁の方では四・九%を努力目標的に見ておると思うのですが、先ほど言いましたように昨年度ですらもうすでに三・九%、これは未公表の数字だろうと思うのです。しかし、いま私が申し上げたのは公共料金の値上げだけなので、そのほかに昨年度と違うところはとにかく非常に多いと思うのです。昨年十一月からの国際商品市況の上昇がある。それからOPECの二年ぶりの原油値上げがある。国内的には需給バランスの回復による商品市況の押し上げがある。それからやや円安傾向で、輸出ムードはこれ以上悪化しないというふうなムードもある。さらには大量の国債発行とその消化難による財政インフレの危険もある。五十三年度と全然別の要素がこれだけ出てきて、しかも先ほど言いましたように数多くの公共料金を引き上げる。これは一廻大臣にお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○金子(一)国務大臣 公共料金等の影響につきましては、いま企画庁からのお話がございまして、大体こういう要素だけ考えれば四・九%ぐらいに抑えられるのじゃないかと思っております。同時に、OPECのプレミアムが六月にどうなるか、そういった不確定要素がありますから、われわれとしては便乗値上げを極力抑えて、この政府の物価の目標を達成するように最善の努力を尽くしていきたい、こう考えておる次第でございます。また、こういうものがあるからどうだと言わなくても、不確定要素でございますので、ちょっとまだこうなりそうですよということを申し上げるのには時期が少し早いんじゃないかと考えております。

○大島委員 こういうふうな物価が騰貴してきまして、第二次の公定歩合の引き上げは考えていらっしゃるのですか。

○金子(一)国務大臣 これは日銀總裁の専管です

から、私どもはとやかく言う筋合いじゃございませんが、先般の〇・七五の引き上げで十分警告的な役割りは果たしておるので、各企業がそれぞれ十分便乗値上げを自粛し、特に第二次製品等の値上げの幅、上積み分を抑えるような努力をしてもらえば、もうあと続けてというような必要は毛頭ないと考えておる次第でございます。問題は、金融をうんと圧迫しようということじゃなくて、OPECなんかのいろいろな要素があるから、最近のムードに乗じて値上げの幅、物価上昇の幅を不当に引き上げたところ、あるいはスピードを上げることが困るということで、ああいう警告的な引き上げになったと私どもは承知いたしておる次第でございます。

○大島委員 そうしますと、経済企画庁に再度改めてお伺いしますが、先ほども言いましたように、五十三年度は公共料金の消費者物価の寄与度はわずか〇・八%だけれども、消費者物価は三・九%上がった。五十四年度は恐らくその倍の公共料金のCPI上昇の寄与度一・五%を見込まれるのだけれども、しかもそのほかに先ほど私が言いましたような国内外の市場、こういうインフレマインドが盛んに出てくる。これでも依然四・九%というのに固執するのか、それとも見直しの改定をする必要があるのかどうか、その点、企画庁にお伺いしたいと思うのです。

○坂井政府委員 見通しの四・九%の数字でございますが、私どもとして決して楽観をしておるわけではもちろんございせんが、現時点におきましてまだこの数字を云々する必要はないものと考えております。その理由は、原油あるいは円安その他の商品の需給関係の改善といった要素、いろいろございすけれども、この方は御売物価の方にはもう少し直接に響いてくるかと思ひますが、消費者物価への響き方というのはいささかなり二段、三段にいろいろクッションがございまして、必ずしも連動して響いてくるわけではございせんし、それからこの公共料金の影響につきましてもまだ現在のところ、私どもが昨年の十二月時点で見通し

いうふうにおつしやいましたですけれども、国鉄の場合におきましても当然そうだと思いますけれども、今回私も御提案申し上げております内容は財政法三条の枠内であるわけで、それから離れるわけではないと理解をいたしております点を付け加えさせていただきます。

○大島委員 国鉄の場合と専売の制度の比較を一遍検討していただきたいと思います。

それから、葉たばこ生産業者はいま全国に大体何人くらいおられますか。

○永井説明員 十一万をやや超える程度でございます。昨年は十一万六千人でございます。

○大島委員 この委員の方々の選挙区の中にも葉たばこ関係業者がおられるところがずいぶんあると思います。私のところはおられません。

葉たばこにかかると関税が無税となっているわけですね。これが国内葉たばこ生産業者を圧迫する、その影響をどういうふうにかえておられますか。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

現在の関税定率法でございますが、関税定率法にはいりぬるたばこの製品、葉たばこ等国内税とわける含めまして三五五、葉巻については二〇〇という関税率が決められておりますが、関税定率法の十四号の五号におきまして、日本専売公社が輸入するものにつきましては免税という規定になっております。したがって、今回はつきり国内消費税相当分が明確化されるに依りまして製品に対する関税というものをつきりさせただけでございます。またそれに伴いまして、いまの十四号の五号の日本専売公社の免税規定が削除されることになりました。現在の葉たばこか巻き紙用紙はたばこ専売法によりまして、公社もしくは公社の委託を受けたものしか輸入ができません。したがって、現行の制度を前提にして従来と同様に、公社が使用する葉たばこ、巻き紙用紙等につきましては、免税という従来の規定を制度面ではつきりさせたわけでございます。

○大島委員 いや私の質問は、国内葉たばこ生産業者に対する圧迫にならないかということなんです。

すが、その点……。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

結論から申し上げますと、従来の外葉等の輸入は従来免税で、これは公社の原価を構成するので従来と全然変わっておりませんし、国内産業につきましては御案内のように、毎年収納前におきまして耕作審議会にお諮りを申し上げ、その答申に基づいて総裁が決定して収納しておるこの制度の仕組みは、従来と全然変わっておりませんので、国内葉たばこ耕作者に影響が出るということは考えておりません。

○大島委員 それで結構です。

次に、専売公社の方にお伺いしたのですが、本改定に当たって、ちょっと私よくわからないのですが、外国との比較の三つ、四つの問題を提起してみたいのですが、まず、わが国のたばこの小売価格は外国の価格と比較したらどうなんでしょう。高いのですか、安いのですか。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

外国たばこの場合に、為替レート等によりまして一義的には比較できませんが、ある期間の平均値等で考えますと、日本の現在のたばこは十本当約六十八円でございます。今後の値上げによりまして二十本当大体百五十六円、それが現在の価格でございます。それに対して、西ドイツが二百七十二円、イギリスが二百六円、アメリカが百五十四円というような値段でございます。フランス等は黒たばこという特別なたばこがございます。二百二十円ぐらいでございます。したがって、フランス、イタリアに比べて若干高い。しかしほかの西欧諸国よりは相当安い、定改後においてアメリカと同等の価格になるというような水準でございます。

○大島委員 西ドイツは若年者にたばこの喫煙者が非常にふえてきたということ、それからニコチン、タールをなるべく少なくするというような政策的目的によつてたばこがきわめて高いと言われているのですが、これについてはどうお考えでありますか。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のような向きがあるかと思ひますが、西ドイツの場合御案内のように、民営で経営されておりますが、税金が従量、従価半々でございますが、付加価値税等を入れますと七割を超えようという税率になっております。先生のおっしゃるような政策的な意図もあるかと思ひますが、沿革的に税が相当に高いということも西ドイツのたばこが高くなっている原因かとも思ひます。

○大島委員 そうしますと、日本のたばこの小売価格は、為替レートとかいろいろありますけれども、大体中程度で、アメリカ並みと見ていいのですか。

○後藤説明員 そのようで結構でございます。

○大島委員 それではあわせて、諸外国における最近のたばこの値上げ状況、これはどうなっておりますわけですか。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

大きく分けまして、専売国と専売国でない国との違いがございますが、たとえばアメリカでございます。一九七四年においては二%とか六%とか七%の値上げ幅で一年間に四回も値上げをいたしております。それからアメリカの場合には民営でございますので、毎年六%ぐらいの値上げをいたしております。それから西ドイツでは、一九七二年に一三%から二六%の値上げ、三年後には四%、それから二年後の一九七七年には一八%。英国では七五年に二%ないし二五%の増税、七六年に七%、それから七七年には一四%というふうな大体毎年とか隔年という形で行われている。フランス専売等におきましても、大体隔年ぐらいで一〇%とか一三%、それから一八%というような値上げが実施されている状況でございます。

（委員長退席、小泉委員長代理着席）

○大島委員 そうしますと、日本のように数年に一回上げるというところは外国ではちょっと例がないわけですか。外国では小さく毎年毎年といひますか、ちよいちよい上げていく、日本の方は数年

ごとにも大まかにアップする、こういうような傾向があると思ひますか。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

御指摘のように民営の国におきましては、経営努力で吸収できないコストを価格に転嫁するという形でかなり頻りに行われております。それから専売国等におきましては、やはり消費者中心でございまして、できるだけ値上げを抑制しながらある程度の値上げをしておる。公社の場合でございますが、公社は戦後におきまして値上げをいたしましたが、ピース等一部銘柄をやったことございまして、一斉値上げは四三年の約一八%、それから五十年、これはオイルショックの影響で日本の諸物価等の急激な高騰がございまして、私も約四八%というような値上げを実施せざるを得なくなったわけでございますが、今後につきましても二〇%というような程度の値上げで、できるだけ値上げ幅は小幅にしたいというふうにかえておる次第でございます。

○大島委員 専売納付金の財政収入は日本は大体二%ぐらいなんです、諸外国でもそんなもので

すか。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

現在のいわゆる一般会計収入中の専売納付金の額は、先生御指摘のように大変低くなっております。これは戦前戦後は大変高かったわけでございますが、先生十分御案内のような、戦後のシャウプ勧告等によりまして直接税中心に変わったとか、あるいは最近におきましては相当の国債発行をせざるを得ないとか、あるいは地方消費税が二十九年に創設されまして専売納付金というものが国と地方に半々になったというようなことございまして、五十四年度において、定改がないとするならば一般歳入中のウェイトは二・三%、定改を予定しておりますが、これはいわゆる見込みでございまして、五十三年度見込みで見ますと、日本の場合は二・五%、イタリアが三・九%、西ドイツが三・八%、イギリスが六・四%、アメリカ

が大変低くて〇・九でございますので、アメリカを除けば日本のたばこの一般会計中に占める収入ウェートは低いというふうにお考え願いたいと思います。

○大島委員 諸外国との比較は大体わかりました。

次に、小売店行政に關して一点だけ伺いたいと思うのですが、現在こういう定価改定の機会に消費者に対するサービスの強化ということが問題になるのですが、小売店の規制をもう少しと自由にしたらどうかという考えはおありですか。つまり、現在日本の小売店は多いのですか、それとも少ないのでしょうか。

○立川説明員 たばこ小売店につきましては現在、沖縄を含めると二十五万ちよつとでございます。沖縄を除きますと二十四万五千ぐらいです。

これにつきましては、多いのか少ないのかということでございますけれども、たばこを販売するというところを考えると、販売店なりたばこ売り場というものは数が多い方がいいわけでございますけれども、一方、販売店を設けたいとしますと配給の経費とか諸経費が大変かかります。私どもとしましては必要にして十分な配置をしておきたいという考えでございます。現在の状況は、各年ふえてまいりまして、十年前に比べますと、たばこ販売店だけで店数にいたしまして約七、八万店ふえております。そのほかに販売店が、喫茶店その他に出張して販売する出張販売店と言っておりますけれども、このたばこ売り場をふやしてまいりまして、これが現在二十万カ所以上でございます。たばこ売り場の数といたしましては、合わせまして五十万近い数がございますので、この程度で十分ではないかという考えを持っております。ただ御承知のように、都会地におきまして住宅団地ができますとかいろいろな開発が行われますと同時にビル等ができます。こういうところにつきましてはなるべく早く売り場を配置できるようにいたしたい。

全体の数といたしましては現状程度でいいのではないかと考えております。

これは五十一年でございますか、現在の売り場で購買に不便を感じておるかどうかというふうなアンケート調査を約一万三千人の消費者の方に行つたわけでございますけれども、若干感じておる者が一四％ぐらいでございます。あとの方は大体現在の売り場でそう不便を感じてないという御意見でございます。現状はそういうことでございます。

○大島委員 消費者に対するサービスの向上ということに十分期待しまして、この点に關する質問を終わります。

次はちよつと大きな問題になるのですが、公共企業体等基本問題會議意見書というのがあるのですが、この中の「民営化への過程において、国が関与し、かつ、経営の自主性において民営企業にも比較的近いような経営形態の採用」ということについて、「政府において、さらに慎重に検討する必要がある」ということです。「国が関与し、かつ、経営の自主性において民営企業にも比較的近いような経営形態の採用」ということはどういうことを意味しているわけですか。

○名本政府委員 基本問題會議でございますので、具体的に何を指したかというのは推測でございますけれども、現在の公社形態よりも更に厳格な規制、そういうものをもっと少ない別途の、たとえば特殊会社というふうなものを頭の中に置いておるのではなからうかというふうに考えております。

○大島委員 先ほど専売公社総裁は、民営よりも能率が向上する現行の制度の方がいいと前の質問者に対して答弁されましたが、総裁はこの問題をどう考えられますか。

○泉説明員 専売公社の民営移管につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。この基本問題會議の意見書でいう「民営企業にも比較的近いような経営形態」、しかも国が関与し、その経営の自主性において民営企業に近いと

いうことで申し上げますと、たとえば日本航空のようなことが考えられるのかと思ひます。そういう点について私どもとしては考えられないことはいないと思ひますが、その場合独占禁止法との関係からいたしまして、日本航空の場合には、日本航空以外にいろいろな航空会社があるわけでありまして、ただ外国航路は日本航空のいわば独占的なことになっておまして、そこにはいろいろ問題があると同様に、もし専売公社を日本専売公社という形でなしに日本専売株式会社ということにした場合には、独占禁止法との関連の問題が出てくるのではないかと、そのところで問題があるかと考えております。

○大島委員 しかし、単に日本航空のような特殊会社にするというだけではこの意味が全然ないと思ひますが、この「国が関与し、かつ」というのは基本問題會議ではどういうことを意味しているのでしょうか。どういうメリットがあると考えられておるのでしょうか。

○泉説明員 専売公社ですと専売局の延長ということが強く、どうしても官業の非能率性という観点があるから、それを日本専売株式会社にすれば民営企業になるから、民営としての組織になつて能率が上がるのではないかと、この組織にないものではないかと思ひますが、私は日本専売公社を日本専売株式会社に改めても大した変わりはないと考えております。

○大島委員 私も同感でございます。

続きまして、同じく公共企業体等基本問題會議の意見書のいまの後半でさらに、「外国たばこの輸入及び販売を扱う別個の事業主体の設立等の措置を講ずることなども考えられる」ということを書いているのですが、これは一体どういうことでしょうか。

○泉説明員 これは現在外国たばこを日本専売公社が輸入し、それを小売店に配送いたしまして小売店が売つておるわけでありまして、その輸入たばこの輸入と販売について専売公社以外の別個の会社、これは恐らく民営会社だと思いますけれど

も、それをつくつたらどうかという御意見で、そういうことによつて國産たばこ輸入たばこと競争をさせたらどうかというお考えであらうかと思ひます。

○大島委員 しかし、現在専売公社の外郭団体で何かたばこ配送会社というのですか、あると思うのですが、ちよつとこれについて説明してくれませんか。

○立川説明員 先ほどちよつと御説明いたしましたように現在、たばこ小売店には週三回ないし四回、地方におきましては二回のところもございまして、公社から小売店にたばこの配達を行つております。と同時に専売公社のいまの販売方法は、品物と引きかえに証券もしくは現金を受け取つてくるということでございますので、公社みずからがそれをやるよりは専門の会社をつくりましてたばこの配達と集金を委託した方がいいという考え方に基きまして、約十数年前でございますけれども始めたわけでございます。現在配達会社が全国に五社ございます。それで各地域を担当しております。

○大島委員 そうしたら、それがあつたのですから、こういう「外国たばこの輸入及び販売を扱う別個の事業主体の設立」というのは考える必要はないのじゃないですか。それ以外にも考えるということなんですか。

○泉説明員 配達会社が輸入たばこを扱つておりますけれども、輸入そのものは専売公社が行つておるわけでありまして、その輸入行為を別個の会社にやらせて、その別個の会社がいまの配達会社に配達委託をするというなら、それはまた専売公社が配達会社との委託契約と違つた契約を結ぶ必要があるわけでありまして、そういうことをやらせたらどうかというお話と私は思つております。

○大島委員 だから、それについて総裁はどういうふうに考えられるのですか。

○泉説明員 私は、専売公社が輸入品を扱つておりますけれども、先ほど後藤理事からも申し上げまし

たように、輸入品と国産品との競争は今後きわめて熾烈なものになってくると考えておるのであります。別個の輸入会社を設けたから競争ができるということじゃないに、専売公社自身が輸入してありまして、輸入品との競争関係というものは今後熾烈になってまいりますし、また、いまは輸入品につきましてはほとんどポンド方式になっておりますので、国内で売れば売れるだけ輸入を行うということになっておりまして、昔のように輸入割当制度がございせんので、そういう点から言いますと、別途の会社をつくって、その会社が、将来本数は伸びると思えますけれども、輸入たばこだけで会社の経費を賄い、重役その他を養っていくことができるかどうか、私はちょっと疑問ではないかと思っております。

○大島委員 そうしますと、公共企業体等基本問題会議の提案しております二つのいまの提案は余り意味がないとお考えですか。

○泉説明員 せっかくの御意見でございましてのでさらに検討しなければならぬと存じますけれども、専売制度がどうしても完全独占という形になりますので、その独占という姿を何らかの形で緩和するということも一つの考え方であらうと思えます。そういう点からいいますと、輸入たばこについて別組織をつくるということは私は一つの考え方であると思っております。ただ、それによってうまくその会社が利益を上げるほどのことができるかどうか、その採算の点に問題があらますけれども、組織としては現在の専売公社から別にすることというのは一つの考えであらうかと思うのでございます。

○大島委員 それとは別に、昭和五十二年十一月一日の経営形態等についての日本専売公社意見の中にこういう項目があるわけです。「輸入の自由化推進による競争原理の導入」という項目で、「公社としても輸入製品の価格決定方式の明確化等、国内製品と輸入製品の競争条件の整備を図りつつ、実質的な自由化を推進することによってさらに競争原理を導入し、諸批判に応えらる」とともに

事業運営上のインパクトとすることが望ましいと考えている。そのための方策として、輸入製品の需要即応体制の完備およびメーカーまたは輸入代理店による販売促進活動のあり方についての検討を行っている。」こういうふうについているのですが、いま言われました総裁の答えで、競争原理ということとはやはりこのとおりと考えていいですか。

○泉説明員 さようでございします。

今回輸入たばこにつきまして関税率を設定し、さらに専売納付金率を一級製品と同じ五・五を適用しようというの、そういう考え方に基いて御提案申し上げているわけでございします。

○大島委員 そうしますと、先ほどの質問と重複するかもしれませんが、たばこ耕作者等のたばこ産業従事者、こういうものの保護ということいまの関連はどういうふうにお考えでございしますか。それでも十分そういう国内たばこ生産関係者あるいは従業者の保護はできる、こういうふうにお考えでございしますか。

○泉説明員 基本的には御承知のとおり、国産の値段は国際的な価格に比べて二倍半も高いわけでございします。本来たばこというものは国際商品であるという点からいいますと、何とかしてその生産性を向上して、国際的な価格と乖離をできるだけ小さくしていく必要があらうかと思うのでございします。そういう基本的な点は別といたしまして、国産の値段は御存じのように、たばこ耕作審議会によって審議決定されることになっておりますので、今回のように製造たばこの輸入につきまして競争条件を整備して、今後競争が行われるということの間に大きな矛盾が生じてこないかと思えます。ただ今後、どういふふうな日米交渉の関係がなるかまだわかりませんが、年に二億ドル以上も購入しているわけでありまして、製造たばことしてアメリカが輸出した方がアメリカとしては付加価値が多くなるわけでありまして、果たはこのままでは輸出しないぞとい

うような話が出てくるといういろいろむずかしい問題が出てくるかと思えます。しかし、これは今後アメリカの態度にもよるわけでありまして、私どもとしては今回の制度改正によって、たばこ耕作者あるいはたばこ産業の関連事業に従事している人に影響を及ぼさないというつもりでおります。

○大島委員 それでは、担当理事で結構ですか。輸入業と国内産業の関係について簡単に答えをもらいたいのですが、まず輸入業と国内産業の価格は今現在どのようになっていますか。

○永井説明員 お答え申し上げます。

先ほど総裁から申し上げましたように、いろいろな品質、物性その他の要素を勘案して計算をいたしますと、大体二倍半をちょっと超えるぐらいになっております。ただ、たばこの葉っぱでございしますと、香気味とかニコチン、タールとかいろいろの要素がございまして、単純に比較することはなかなかむずかしいわけでございしますが、大ざっぱに申しましてそういうことでございします。

○大島委員 価格において二倍半。そうしますと、外国産の葉たばこは現在何処ぐらい使われているか、使用割合はどうなっていますでしょうか。

○永井説明員 現在おおむね国内産が二、外国産が一という割合で使用いたしております。

○大島委員 そういうふうな品質、価格とも外国産に比べて非常に問題のある国内産の生産について、公社は今後どういふふうになされていくつもりですか。

○永井説明員 国内産の品質が最近大変低下しております。そういうことから使用面で非常に使いにくいという点が出ておるわけでございします。今後国内生産をどういふふうにいたしていくかというのを考えます場合に、やはり国内産の葉たばこが、現状でも製造たばこの原料として、先ほど申し上げましたように三分の二という非常に大きなウェイトを占めておるわけでございします。また日本の農業全体の中で考えましても、特に東北だとか九州だとかそういう地域では

非常に大きなウェイトを占めているわけでございまして、そういう条件の中で外国産をふやして国内産の使用を減らすというわけにはなかなかまいらないわけでございします。そういうことから、耕作者、耕作団体にも御説明をし、御理解と御協力を得ながら、先ほど申し上げました少なくとも品質はよくしていきたい、使用目的に適するような使用適性を上げていくことに御協力をお願いしたい。さらには、生産の近代化なり生産性の向上なりそういうことを図ってまいりまして、国内産と外国産との価格の乖離をできるだけ縮める方向に持っていきたいというところで、いろいろ施策を講じておる状況でございします。

○大島委員 そうしますと、米やミカンのように国内産たばこ生産者に対しても、今後の問題として減反とかそういう措置を講じておられるのですか。

○永井説明員 先ほど来申し上げておりますように、将来の国内の販売状況が大変厳しくなっております。そういう点から、全体としては国内産は現在過剰な状況でございまして、昨年、五十三年度から生産調整を実施させていただいております。ただ生産調整を実施するに当たりまして、農家経営の安定という面との調和を図っていかねばならないということもございまして、耕作者の中には後継者の問題、そういう問題から廃作をしたい、ことはやめたいという方もいらつしやいますし、経営規模等の関係からことしは面積を減らしたいという希望を持っておられる方もいらつしやるわけでございします。そういうたばこ耕作者の面積の範囲内で減らしていく、既存の耕作者に対しましては、昨年の許可面積を御希望があれば維持していくという考え方の中で調整をさせていただいておるわけでございまして、将来にわたりますと、そういう在庫過剰の解消という方向に向かいます。生産調整という方向は変えることはできないのではないかとこのように考えております。

ただたはこ耕作につきまして、一人当たり面積が御存じのようになり低いわけでありまして、

午後二時開議

○加藤委員長 休憩前に引き続き會議を開きま

りますが、大きく分けてまず第一は、営業面で販

でございます。

しかしながら、端的に女性に向けて販売促進をやるのかということにつきましては、御承知のようにはたばこにつきましては大変いろんな御意見がございます。したがって私どももいたしましては、女性にふえるであろうという期待はもちろんです。持っておるわけでもございすけれども、じみちな営業活動を続けてまいりたい、かように考えております。具体的にはやはり消費者の御要望にこたえまして、なるべくニコチン、タールの緩和な新しい製品の開発、投入をいたしますとか、あるいは先ほどの御質問にも出ましたけれども、全国で約五十万ぐらいのたばこの売り場がございすけれども、その売り場を通じて品ぞろえを十分にすると、逆に新しい製品いい製品が売れるようにすると、あるいは売り場を通じてたばこを身近に感ずるようなことを行いますとか、そういうじみちな活動を続けてまいりたいと考えております。

○愛知委員 需要層を今度は年代別に分析をした資料をいただきましたけれども、これを拝見いたしますと、二十代で男子の場合が七八・二%、三十代になると七六、四十代になると七五、五十代になるとやはり七五ぐらいと、それほど大きな数字ではございませんけれども少しづつ下がってきているような傾向があるようであります。一方女性の場合には、二十代で一四・八、三十代一五・七、四十代で一六・六、五十代で一六・八、六十代で一七・二と、女性の場合だんだんふえてきていくようにございす。

それはともかくといたしまして、一応たばこは成年にならなければ吸ってはいけない、こういうことになっているわけでありすが、未成年者の喫煙人口はどのように見えておられるのでしょうか。

○立川説明員 私どもでそういう調査をしたことはございせんので、つかんでおりません。

○愛知委員 私どもも感ずる話でございすが、未成年もずいぶんたばこを吸っているのじゃないか、こんなような気がするわけでもございすが、

現在未成年がたばこを吸ってはいけないというのは何という法律で禁じられているのですか。

○立川説明員 未成年者喫煙禁止法でございす。

○愛知委員 その法律はいつごろできた法律でございすか。

○立川説明員 明治三十三年の法律でございす。

○愛知委員 大分古い法律のようでもございすが、現在、世の中のいろいろ風俗営業等からいいますと、普通は十八歳未満はいけないというようなケースはよくございすが、最近のいろいろなそういう世の中の変化において実際たばこを吸っている未成年も相当多いと思われる今日、たばこを法律的にもう少し若いときから吸っていいというふうな改正をするつもりはありますか。

○立川説明員 現在のところ私どもとしては考えておりません。

○愛知委員 先ほど婦人の面、それからたばこのように潜在的な大きな需要層と考えられる未成年、若い人達についても、これから需要を開拓するつもりはない、こういうことのようにございす。

女性に關しましては、いろいろ健康に与える影響あるいは子供に与える影響等々がありまして、そういう意味で言いますと、数字的にはまだ開拓の余地があるようにございすが、それをそれほど強力に開拓していくことはなかなかやりにくいことだと思ふのであります。そうなりますと、新しく需要を開拓していくという点から言いますと環境はそう簡単ではない、こんなふうな思うのであります。そういう中で、今後の営業の基本的な方針をどのように立てておられるか、基本方針を示していただきたいと思います。

○立川説明員 先ほどちょっと触れましたように、現在たばこをめぐる環境が大変厳しい中で営業努力を続けていくわけでもございすが、私どももいたしましては、当面する価格改定が実施されますと、やはりそれによりたばこの市場が幾分か縮小するということでもございす。したがっていまして当面の課題といたしましては、できるだけ消費の低迷を早く回復したいということ、あるいは市場基盤の充実ということに中心を置いていくわけでもございす。

その方法といたしましては、先ほど申し上げましたように、やはり新しい製品の開発と適時適切に市場に投入するというのを第一に考えております。具体的には、まだ全国に発売されておらずに、すでに一部地域で、ニコチン〇・七、タール十ミリグラム、現在の価格で百五十円ぐらいの製品をテスト販売しておりますけれども、そういう系列の商品でございすとか、あるいは消費の高度化、多様化に備えまして現在幾つか開発を計画しているものがございす。そういうものを積極的に投入してまいりたいということが第一点でございす。

それから第二番目は、たばこにつきまして欠点と申しますか等がいろいろ言われているわけでもございすけれども、たばこはたばこなりに財政に果たしている役割もございすし、また、三千五百万人の愛煙家の方にたばこをお吸いいただいているということもございすので、たばこの効用でございすとか役割ににつきましては社会の御理解を得られるような工夫もじみちにしてまいりたい、かように考えております。

○愛知委員 たばこというのはわが国にたいなもので、吸い出しますとやめられないということと、ろくに非常に特徴がございすが、そういうことから言いますと、新しい製品ができたからそれじゃたばこを吸ってみようかというようなことで、そういう点で實際需要がそんなに大きく変化するものなんでしょうか。

○立川説明員 新しい製品がございまして、需要の量に響くかどうかという点は大変むずかしいわけでもございすが、たとえば一例を申し上げますと、マイルドセブンというセブンスターよりもニコチン、タールの軽いたばこをおとしでございすが全国に発売いたしました、昨年一年か

かりましてトップ銘柄になっております。なかなか商品開発もむずかしいわけでもございすが、マイルドセブンの例で申し上げますと、軽いということによりまして指数で言いますと、お客様が一年間に三割ぐらい変わっていただいたわけでもございす。それが量に響くかどうか大変むずかしいのでございすけれども、そういう製品を吸っていただいております方は、軽いということもございすし、従来のものよりも若干吸う量がふえているといった調査結果も出ております。大変むずかしい問題でございすけれども、そういう意味で、新しい製品の導入に積極的に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○愛知委員 新しい製品をつくるためにはそれなりのコストがかかるわけでもございすから、経営の全体的な考え方からいいますと、新しい製品を開発したからといって、コストの見合いからいいますと、それが経営全体にとってプラスになるかどうかというのは大変むずかしい問題だろう、このように思うのであります。それだけにその辺は、どんな新製品をつくっていくのか、あるいは新製品ということはもう余り考えずに現状の維持をしていくのかというようなことは、今後の営業方針を立てる上で非常に大きな方向づけだろうと思ふのであります。その辺につきまして、今後とも新しい製品をどんどんつくっていく、そういう計画があるのか、あるいは新商品を出すに当たってどういうときに出すのか、その辺をひとつ簡単に答えたいかと思ひます。

○立川説明員 今後の商品計画をどういうことでやっていくかということにつきましては、公社全体としては現在まだ検討中ではございす。しかしながら、製品にはある程度ライフサイクルのようなものがある。日本の場合にはあると思ひます。十年ぐらいのサイクルが来ますと新しいものが育っていくという傾向はございす。したがって、新しい製品の方向をどういうところに求めるか、大変むずかしいわけでもございすが、一般的にはニコチン、タールが少ないいわゆる軽

○愛知委員 原料費のコストを下げていくという

ことで、話はずっと飛躍するかもしれないけれども、現在国内産業がいつぱいたまっています。その在庫管理だけでも大変だという話も耳にしておりますが、そういう点から言うと、国内産業を何とかして早く消化しなければならぬということが大変な課題だろうと思うのです。そこで、先ほど製品でマイルドセブンの日本一になったというお話がございましたけれども、外貨の使用率から言うと何となくよりましと、マイルドセブンは外貨の使用率の最も少ない部類に属するたばこだ、要するに国内産業を使うのが多い部類のたばこだ、こう伺っておりますが、そのような技術的にも国内産業をもっと使っていくという研究などが大変重要なものではなからうか、こんなふうに思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、私も葉たばこのいろいろな加工技術を一生懸命研究しております。しかし、加工技術とか香料でカバーできるものもございしますが、基本的には、何と云ってもやはり農産物加工産業でございまして、生地の葉たばこの品質、形状なり喫味というものにどうしても左右されます。したがって、最近国内産業の品質が劣化したというので、いま耕作者あるいは耕作者団体と十分話し合いながら、まず国内産業の品質向上ということにいま全力を挙げて取り組んでいただいております。同時に、工場におきましても、全量購買制でございまして、公社が収納しました葉たばこ、国内産業をできるだけ使い込んでいく、これを行っていかねばなりません。現に五十一年、五十二年のときは余りよくございました。しかし、やはり消費者から好まれないようなたばこを売らなければいけませんので、いかに喫味を維持しながら国内産業を取り組んでいくかということにつきましては、いわゆるソースをかけたたり香料をかけたたり、あるいはいろいろな発酵技術を使ったり微生物物を使ったり、いろいろな形でそういう国内産業の品質が劣化した葉たばこをどうやってよい使

い込んでいくかということで、公社を挙げていま研究に取り組んでいる次第でございます。

○愛知委員 先ほど挙げられました製造原価の各項目別にそれぞれ、どういう方策でどのようにコストダウンを図っておられるか、実は伺いたかったわけでございますが、時間がなくなりましたので、ひとつ公社におかれましては全力を挙げてコストダウンを図っていただく、その努力を続けていただきたいと思います。

先ほど冒頭に大臣から、大変大きな期待を寄せられている、こういうお話がございましたが、最後にその大きく期待をされております公社の總裁から御決意の一端を聞かせていただきまして、私の質問は終わります。

○泉説明員 公社といたしましては、かつては歳入のうちに相当の地位を占めておった専売納付金ですが、地方消費税が別になったということもありまして、法人税や所得税の伸びはどうしても消費が伸びませんので、ウェイトがだんだん小さくなってまいります。今回の制度改正によりまして、今後は従来のように益金の中から益金処分で納めるのではなくて、売り上げ本数に応じて、売上高に応じて納付金を納めるという形になりますので、そういった点からいいますと、従来よりも税金相当分と利益分とが明確に分離されるということでありまして、私どもとしては企業努力のしがいもありまして、経営の目標もはっきりしてくるわけでありまして、一生懸命努力いたします。そうすると結局、国に対する寄与、地方団体に對する寄与もふえてくることと考えております。一生懸命努力してまいりたいと思っております。

ただ、もう御承知だろうと思っておりますけれども、所得税、法人税の伸びに比べてたばこの消費の伸びというのはそう多くを期待できませんので、余り大きな期待は抱かれないうちにお願いいたします。

○愛知委員 どうもありがとうございます。

○加藤委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 できるだけダブらないように質問をしてまいりたいと思っておりますが、先ほど来から承っておりますと、五十三年度のたばこの消費量が三千四百億本、五十四年度は三千二十億本を見込んでいらっしゃるというふうに承ったのですが、そのとおりですか。

○泉説明員 さようでございます。定価改定を行わない場合に三千百三十億本になると見込みまして、定価改定によって需要が減退いたしますので、その分を百十億本見込みまして、三千二十億本と見込んでおる次第でございます。

○村山(喜)委員 喫煙者率が四十九年をピークにいたしまして漸次低下いたしておりますね。それと同時に、禁煙者率はこれだけ定価改定をしてもなおふえる見込みだということに見込まれたその計算の基礎というものは明らかにできますか。

と云いますのは、どうも最近のたばこに対する禁煙権あるいはたばこの身体に及ぼすいろいろな障害というふうなものも宣伝をされております。昔は「今日も元氣だ」たばこがうまい、まあうまい標語がありましたね。これはやはり元氣なときにはたばこはうまい。しかし、いま専売公社のキヤッチフレーズといいますが、そういう昔、これは何年前であつたか、私も頭の中に残っているわけですが、一体専売公社はいまどういふキヤッチフレーズでこの時代に売り込んでいくというつもりでいらっしゃるのか。そういうような要素を加味した形の中で三千二十億本は大丈夫だということと云うことになつておられるのでしょうか、それとも何となくそれぐらいはいきたい、いかせたいという願望でありましょうか。というのは、どうも最近の傾向を見ておると、そんなにうまくいかぬのじゃないか。われわれはずっと下がって二千九百億本ぐらいに低下するのではなからうか、こういうふうに見ているものから、それをそういう心配は要らない、それはこういう手だてがあるというのがある、それにはこういふ手だてがあるというのがある、ひとつ御披露願いたいのです。

○立川説明員 価格改定が実施されました後の五十四年度の販売見込みを三千二十億本と計画いたしております。この数字につきましてどうかということでございます。

五十三年度の販売につきましては当初、昨年のいまごろでございまして、まだたばこの伸びが二%台ぐらいはあるといろいろな諸計数の中で見られましたもので、三千九百億本ぐらいの計画をたわけてございまして、昨年の夏ごろまでの段階ではやはり二%台の力はあつたわけでございまして、けれども、八月以降秋にかけてその力が大変なぐなりました。対前年を割るような月も出てきたわけでございまして、この三月、年度につきましては三千十四億本ということ、総数量につきまして一〇・一%、わずか一〇・一%の伸びに終わったわけでございまして。

この原因を突き詰めるのは大変むずかしいでございますけれども、私どもとしましては、景気の回復がある程度長引いていることによること、あるいは先生先ほど御指摘ございましたように、嫌煙権運動でございまして、たばこ健康に関する問題でございまして、たばこ健康に関する問題でございまして、禁煙列車、禁煙場所等の制限が厳しくなりました。喫煙機会が減少したということもありまして、禁煙者率ももちろん若干ふえているとは思いますが、むしろ一人当たりの本数が秋から最近にかけまして減っているような感じがいたします。五十四年度につきましては、そういった諸要因がある程度回復するのではないかという期待を一つ持っております。

もう一つは、定価改定後の基盤の縮小をできるだけ努力して回復してまいりたいということ、三千二十億本の数字は計画としてはなまやさしいものではございませんけれども、努力すれば何とかできる数字ではないかということで組んだわけでございまして、具体的に申し上げますと、環境が大変厳しい折から扱いは大変微妙になると思っておりますけれども、先ほどちょっと申し上げましたよ

うに、たばこの果たしている役割りでございますとか効用でございますとかといった点につきましては、もじみちに訴えかけていくようなこと、あるいはキャッチフレーズにつきましても、まだ使ってはおりませんけれども、たばこ関連、私どもだけではおこなうことはできません、たばこの方あるいは諸資材を提供していただいております関連事業の方に、「今日も元気だ たばこがうまい」という標語にかわる新しいキャッチフレーズはないものかといったことで募集をいたしまして、最近その選考を終えまして、そういったものを少しづつ使つてまいりたい、かように考えております。以上でございます。

○村山(喜)委員 総裁の泉さんはヘビースモーカーでいらつしやるようで、専売公社の総裁としては適任だと思つたのですが、うまいキャッチフレーズをいまごろ検討しておるような状況じゃどうもこれは心細いですね。そういうような点から言いますと、期待に反してどうも落ち込むのではないだろうか。よほどうまいこと御処理をいただかなければ、たばこは余りよい吸つちやいかぬとこへ書いてあるんでしよう、現にまたたばこを吸い過ぎると口の中がやかしくなりますから、それはよい吸い過ぎない方が健康のためにはいいわけですから、そういうような状況の中で、しかも値段も二〇%も上げて、そして本数はふえるであろう、これは甘い見方ではないでしょうか。だからその消費拡大の点については、かつてあったように「今日も元気だ たばこがうまい」というぐらゐな標語をあなた方は工夫をされる必要がありますよ。そのことをまず第一に注文を申し上げておきたいと思つた。

そこで大臣、あなたにまずお尋ねしてまいりますが、今度の法律改正によりまして専売事業審議会というものが権限が強化されました。暫定最高価格の決定についての諮問、あるいは専売事業及び運賃に關しというふうな「専売事業」というものが新しく入りましたですね。そこでこの關係から、たばこ専売法五条によりまして、収納価格の

場合には、これは「耕作審議会にはかり、その議を経なければならぬ」とこれは総裁がそういうふうな義務づけられております。そこで収納価格は、生産費、物価その他経済事情を勘案をし耕作者に適正な収益を得させしめるものであるというこゝとも法律に明記をされております。そうなるまいりますと、この専売事業審議会というのは、たゞ暫定最高価格の決定に關するだけではないで、たゞ専売事業に關して大臣に意見を具申することとでもできるというふうな拡大をされているのから見てまいりますと、先ほどの説明の中でも原価計算の中に占める原料の価格というものがウエイトが高いということもわかりましたが、両者の關係は一体どういふふうになるんであらうか。専売事業審議会でもたばこの収納価格等について発言をするようなことを考えていらつしやるのであるのかどうかという点を聞きたいのであります。

といひますのは、経営形態等についての日本専売公社意見というこの中に、これは一ページでございまして、「たばこ事業規模」という五十一年度の図表がございまして。その中で、たばこ販売高一兆九千六百二十一億、そしてこの分類がしてございまして、国内産たばこ調達関係経費とかあるいは外産の購入費、そういうようなのがこの中の要素でございまして。そうなるべくと、今度の法律改正によりまして新たに挿入をされました「専売事業」の中には、そういうような原料の買入れ価格の問題等についても意見を申したりするようになつてくるのかないのか、この点を明確にしたいので第一点であります。

○名本政府委員 先生御指摘のように第九條を改正いたしました「専売事業」という言葉とそれから暫定最高価格に關する事項を審議会の業務につけ加へさせていただきますわけでございます。この「専売事業」という言葉につきましては、そのねらいをいたしますところは、例の公共企業体等基本問題會議の答申におきまして、専売公社の

あり方について検討をすべきであるという御意見も出てまいつたわけでございまして、わが方といたしまして種々検討を続けておるわけでございましてけれども、現行の法律でまいりますと、現行の法律は「公社の業務の運営に關し」と書いてございまして、そういう問題はこの専売事業審議会の権限の外になつてしまふということがございまして。しかし、専売事業審議会は専売に關して種々御検討をいたしておるところでございますので、そういう基本問題に關しても御検討いただくのが適切であるだらうということでございます。入れさせていただきます、こういうことでござい

ます。なお、たばこ等の問題に關しましては、本来これは公社の業務の運営に關するものでございまして、従来から読めると言へば読めた問題でございまして、特段そこについては内容的に改めたいというつもりはございせん。實際問題としてたししましては、せつかく公社の總裁諮問機關として耕作審議会が、法律でもつて定められた審議会が御審議をいたして總裁に御答申になるわけでございますので、それを大蔵省としても尊重してまゐるのとは當然であるというふうな考えでござい

ます。○村山(喜)委員 その点はこれ以上追及しません、これは大臣から答えていただきたいのです。大臣官房調査企画課の「調査月報」第六十八巻第二号、この中にジェームズ・C・アベグレンという人とトーマス・M・ホウトという両氏により「対日貿易赤字の問題と対策」のレポートがある。私もこれを読ませてもらいましたが、その中で、いま新聞等に出ております公共部門の電電公社や國有鐵道の調達物資の例等が取り上げられております。同時に専売公社のたばこについて触れておるのですね。その中にどういふように書いてあるのかといひますと、「外國の煙草その他の煙草材料の輸入、販売および流通に關するその制限や、その価格と収益は、ほとんどばからしいほどである。ここでは障壁は全く計画的である。」

というふうな指摘をしております。これは私もだ全文を読んでおりませんが、アメリカの下院の特別委員會のジョーンズ報告の中にもたしか取り上げられてゐる。日本は材料だけは買うけれども製品は買おうとしない。そこでいま東郷駐米大使とストラス代表との間の會談が行われて、政府の調達額七十億ドルを七十五億ドルに引き上げる問題等、なお内容に關して米國側が難色を示しているというふうな記事が出ております。

そこで私は大蔵大臣にお伺ひしたいのですが、こういうような地ならしをやつて大平さんがアメリカに行くというふうなやつになる、あるいは東京ラウンドが始まる。そういうふうな中で、アメリカからたばこを二億ドル以上も買つてゐるのだということは説明を承りましたが、今回の關稅定率法の改正だけでアメリカを納得させることができるのだからうか。あるいはEC側の方の要請もいろいろあるでしょうが、一体そういうふうな製品輸入への圧力というものが出てきた場合に、どこまで大蔵大臣は自信を持って対処ができるのかというところについての決意のほどをひとつこの際承つておかなければいかぬと思ひますので、大臣の所見を承りたいのであります。

○金子(一)國務大臣 向こうはいろいろのことを言つてきておりますが、一つは、關稅の率が從來明確でなかつたという点でございまして。この点は、九〇%というところに下げましたので疑問は解消いたしましたと思つたのでございまして、問題はアメリカ國內で売れば大変安いものが、日本へ持つてきたら日本の國內産のたばこの倍ぐらゐの値段で売られておつて大変けしからぬじやないか、またそれに關連して、広告やマーケティングあるいは販売店等について制限を加へておるのはいけしからぬと、こういうことでございまして。製造たばこの価格の問題は私どもは、國內産に比べればやはりうまいのですから、向こうのは高級品なんですから、日本の製品と比べて妥當なところで決めるのはこれは普通だと思ふのであります、EC等においても大体そういうふうなことを

やっておりますから。後で公社の方から説明があると思いますが、二百五十円にするのか二百六十円にするのか、そこら辺はこれからの検討事項だと思えますけれども、それはそれでやむを得ぬと私は思っております。

ただ、マージンをどうするかとか販売店の制限をどうするかとかあるいは広告等の問題、これは完全に技術的な問題でございますので、私はこれは当時者同士の、向こうの売り手とこっちの買い手である専売公社の実務家の話し合いで実は話がつくと思つて、もうすでについておつたと思つておつたのですが、また最近少し差し返しておるようでございますから、これはこれから十分話し合いをしてもらえば、電電のような大きな問題に発展することは万ないというふうに考えておる次第でございます。

○村山(喜)委員 これは公社の方にお尋ねしますが、小売手数料ですが、国内産は一〇%、外国製品は七%、こういうふうになってますね。今度は関税率を九〇%に引き上げた、その場合の最終の小売段階における販売価格に占める関税の比率は幾らになる見込みであり、そして一〇%と七%、これを規定しておるものが客観的に見て妥当性がありましようか、そこら辺をつかれました事務的には弱いんじゃないですか、いかがですか。

○岡島(喜)委員 マージンの点について申し上げますと、先生御指摘のように国産品は一〇%の小売手数料で輸入品は七%でございます。確かにこの点は、格差と申しますかございまして、基本的に輸入品のマージン率を引き上げるといふ方向で考えざるを得ないというふうに思っております。ただ、これを引き上げますと小売定価にはね返るといふことになっておりますから、現在アメリカの方は、自分の方のアメリカたばこをどういふふうな値段にするかというところの議論があるわけでございますから、その問題とも絡み合いますので、今後日米間でさらによく話し合つていかなければならない、こういうふうに考えておるわけでございます。アメリカ側も、格差

の問題はあるけれども、それが価格にはね返るといふことを十分承知しておりますので、両者そのことを承知しておりますので、そういう前提で両者が今後さらに話し合ふなければならぬ、こういうふうな考えておるわけでございます。

○村山(喜)委員 小売価格に占める関税の割合は、

○岡島(喜)委員 関税部分が定価に占める割合でございますか。これは原価が、CIF価格がございまして、四十円か四十五円といたしますと、レートがどうなるかにもよりますが、最終小売定価が二百五十円とか六十円、あるいは七十円か八十円になるかもしませんが、その中に関税部分はCIF価格の大体九割でございますから四十円程度、こういうふうになるわけでございます。したがって二百五十、六十円の中の四十円ぐらい、こういうふうな関係になるかと思ひます。

○村山(喜)委員 これは専売公社の總裁あるいは担当の方に御尋ねしますが、国内産の葉たばこの問題でございます。

生産計画については、主産地形成と品質向上と生産性向上、これを目指していらっしゃるようでございますが、私のところは第一黄色種、ブライトイエローの生産地帯でございまして、歌にもありますように「花は霧島たばこは国分、燃えて上がるは霧島」というふうに歌があるのですが、その中で最近困りましたのは霧島の降灰でございまして、それで、やはり私もたばこの国分の専売の出張所に参りまして、収納検査のときに私も見に行きました。これは灰をかぶつてひどい目に遭いました。こういうふうなことで、品質も、等級の方も余りよくなかった。それは毎年そういうふうになるわけじゃありませんが、そういうふうな状態にある。そこで品質改善や品種転換の問題を含めて、主産地形成というふうなことで、自分たちのところからたばこの生産をよそに移すんじゃないだろうかというふうな心配をされておる向きがあります。歌をなくするようなことは専売公社は

考えていらつしやらないだろうと思うのですが、この点はいかがでございますか。

○永井(喜)委員 ここ数年米嶺島の火山活動が大変活発化をいたしておるわけでございますが、その影響を受けて九州南部、鹿児島県を中心にいたしまして葉たばこの降灰の影響が出ておるわけでございます。

鹿児島は先生からお話ございましたように従来から大変な主産地でございまして、面積も全国有数の県でございます。そういう降灰の影響をいたしまして、たばこの生育が不良になるとか熟度が悪くなる、成熟がなかなか進まないという問題、あるいはその灰の影響から喫味が大変悪くなるというふうな問題があるわけでございます。こういう影響に対処いたしましてまいりますためには何といひましても、種類本来の喫味を豊富に備えた葉たばこを生産することが基本的には一番肝要なことでございます。全国的にも品質回復ということを進めてまいりますが、特に鹿児島に つきましては、適切な肥培管理を重点的に十分行つていただくよう耕作団体とも御協議申し上げまして、耕作者の御指導を行つておるわけでございまして、さらにそのほか、降灰を効果的に除く方法がないか、これは葉たばこの上に降つた灰を取り除く方法がないかどうか、あるいは現在生産されております品種がコーカーが主体でございまして、本年度あたりから一部ブライトイエローも入れていただくような段取りになっておりますが、それといたしまして、降灰をどういふふうにかき除いていただくような段取りになっておりますが、そういう品種をどういふふうにかき除いていただくのか、あるいはどうしても葉たばこ生産の段階でぬぐい切れない品質の劣化に對しましては、公社の原料の加工の段階で対応ができないものかどうか、いろいろな角度から幅広い検討を進めておるわけでございます。

今後灰がいつまで降るのか、これもなかなかわからないわけでございますが、統計的に見ましてもそういうままで続くというものではないのではないかと、そういうふうに考えておるわけで、その間できるだけ降灰の影響を最小限にとどめるようにい

ろいろな対策を立てているということでございます。

○村山(喜)委員 歌を忘れないようにしてください。

そこで、第二次生産対策の問題でございます。第一次の生産対策の成果と反省はどういうふうになっておりますか。たばこ作経営近代化施設整備補助金というものがございましたが、これによって共同化を進めていくとか、あるいは経営の近代化の向上を目指してやりましたが、省力化、共同化、これの反省の上に、第二次の生産対策が五十四年度から行われる。予算の費目を見ますと、品質改善高効率生産施設整備補助金、こういうふうな名前がかわつていくようでございますが、これは内容的に変わっていくかどうか。その場合に、大型化を目指していくような形が考えられるか、この第二次生産対策の問題についての概要を説明願ひたいと思ひます。

○永井(喜)委員 第一次生産対策につきましては、昭和四十八年から五十年計画で実施を始めたわけでございます。これは先生も御存じのとおりでございます。昭和四十九年代の後半に大変な高度経済成長があったわけでございます。その時分に、国内の農業と他産業との生産性の格差が広がつてまいつておりました。そのために、国内の葉たばこ生産が大変減つてきたというふうな状況の中で、これからのたばこ作を農業経営として魅力ある作物に育成すること、あるいは主要原料であります国内の葉たばこにつきましてもコストの低減を図り、合理的な価格水準のもとで安定的に調達してまいりたいということを進めてまいつたわけでございますが、途中で期間が一年延長されました。現実には五十三年度まで六十年の間に先ほど先生からもお話ございましたように、近代化施設整備事業と受委託の促進事業というものを中心といたしまして、生産性向上のためのいろいろな対策が実施されたわけでございます。その間六

か年間を通じて、乾燥貯蔵施設に三百四十一億円、育苗施設に十六億円、農業機械に十億円、合わせて三百六十七億円ばかりの補助金が出されております。そのほかに若干付帯してついでいる金もございますが、施設費としてはそういうものでございます。

その成果でございますが、確かにその面での大型化による生産費の低減も図られておりますし、一戸当たりの耕作規模が大変広がってまいるといふ成果が明らかに出てまいっておるわけでございます。

ただ、そういうことでいろいろな施策をやつてまいりましたが、例のオイルショックがございまして、生産費の低減を上回る生産費の上昇が一方にございまして、全体としては価格の低減の効果はかなり減殺されてしまったというようなこともございまして、一方では、そういうことによる反射といったしまして、全体として品質がやや低下を始めたという傾向が見られたわけでございます。

五十三年に第一次の生産対策を終了するに当たりまして、そういった過去の第一次の事業の反省の上に立ちまして、五十四年度以降五十年の間に、今度は品質の改善を主体としながら、一方では生産性の向上を図っていくという意味で、品質改善と同時に高効率の生産をやつていただく施設の整備事業に対して助成をやつてまいりたいというところで、本年度の予算にその事業費が計上されていくわけでございまして、生産の組織化を中核とした高効率の専用機械の導入、あるいは生産施設の整備、品質回復のための土壌環境改善の機械施設、そういったものに対する補助金の交付、あるいは品質改善の普及拠点としての品質改善技術実証展示場の設置、そういったことを通じて品質の改善あるいは高効率の機械化というものを進めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○村山(喜)委員 その改善をされることは結構なんです、余り急激にやりますと農家の負担に大きな影響がありますので、そこら辺は十分話し合

いの中で進めてもらいたいということを要請をしておきたいと思ひます。

そこで、先ほどから話をお伺いしておりますと、五十三年度については品質もある程度改善を見た、五十四年、五十五年が恵かったという説明をきのうから聞いておるわけです。これは私は専売公社の技術職員の指導が悪いとか何とかというのではなくて、収納価格の等級の決め方あるいは品質の選別方、これに問題があるのじゃないかという気がしてならないのです。大型で量目が多く出るような形の耕作をした方が利益が上がるということになる、厚手の余り品質的にはよくない、そういうようなものができてくる。施肥の仕方にもよるでしょうし、あるいはその土地の気候条件、土地条件というものにもよります。そこで、それを反当たり三百キログラムくらいとれる薬を二百五十キログラムくらいまで下げる、量目は多くない、けれども価格はよくなった、そういうような誘導政策が十分に働いていなかったから、五十四年、五十五年の薬は余りいい薬がとれなかったのじゃないだろうかというふうな気がするのですが、そういう反省はございませんか。

○永井説明員 先ほど第一次生産対策事業についてお答えを申し上げましたように、四十年代の後半では大変日本の薬はたこの生産が減退しつつあるという状況にあったわけでございまして、そういったことから、国内の生産を確保するということが大変重要な命題であったわけでございまして、そういったことのために第一次生産対策事業も実施いたしましたし、価格の面でも、上下等級間の価格差を縮小する方向をとつたわけでございまして、そういったことが全体として見ました場合に、十アール当たりの量目をたくさんとつた方が農家の方々にとって収入が多くなるという面があったことは否み得ない事実であらうかと思ひます。

ただ、そういったことのために、肥料をたくさん畑に投入をされて、それが品質を低下させる非常に大きな原因になってまいりまして、でき

上がりました産葉が使い勝手の非常に悪いものでございまして、この反省に立ちまして、五十二年度から上下等級間の価格差をまた少しずつ広げてまいっているわけでございまして、そういったことの影響がだんだん出てまいりまして、そういうことと、それから耕作の方々にも団体の方々にも、品質をよくして四十七、八十年当時の品質まで回復をさせていただきたい、われわれの方も努力をいたしますので、団体あるいは耕作の方々もぜひ御努力をお願いしたいということと、だんだんお互いの意思も疎通し、両者の努力がだんだん実

つてまいりまして、五十二年産葉はまだ品質がなかなか回復しなかつたわけでございまして、五十三年度に至りまして、天候にも恵まれたこともございまして、そういう品質の回復の兆しが見え始めてきた。われわれといたしましては、五十四年、ことしの産葉につきましても、さらに品質の回復の実が上りますよう団体とも協力をしながら進めてまいりたい、こういうふうに思っているわけでございまして。

○村山(喜)委員 次に、産地開発と技術援助の問題についてお尋ねをしておきます。

産地開発でブラジル、インド、インドネシア、たしか七、八年前から実施をされておるわけですが、四年前でございましたかこの委員会、議事録の中にも残っていると思いますが、十年ぐらいたつてみないとわからない、こういうような話でございまして、その産地開発の現状は、結果はどういうふうになったのか、今後どういうふうに進めていくのか、これが第一点。

第二点は、韓国に技術援助をされた、五十三年度まで五、六年間技術援助をされた結果、品質が向上して値段が高くなつてきた、栽培面積が倍増をしたというような話を聞くのですが、その成果はどうであり、そしてそれに伴う日本にのつてのメリットは一体何があつたのか。この二点について説明してください。

○永井説明員 お答えを申し上げます。

御指摘、御質問のとおりでございまして、インドネシア、インド、ブラジルの三カ国におきまして、現地の企業体に対して技術協力を実施するというところを行つておるわけでございまして。いずれも現地からの要請を受けて技術協力契約を締結いたしました。先方で必要とする生産技術を公社が提供するという方法を採用いたしております。何分にも新しい地域でたばこをつくり、それが経済採算に乗るかどうかを検討し、土壌条件、病害の關係、乾燥条件、そういったいろいろな試験でございまして、なかなか短時間の間に結論が出ないわけでございまして、この三地域ともまだこれならいけるとかいう確とした結論が出るには至っておりませんという状況でございます。

それから韓国につきましては、韓国の専売庁の要請に基づきまして一九七二年以来技術交流を実施してきておつたのでございまして、七年間やりました結果、まず所期の成果が得られたのではないかと、昨年末で終了をいたしました。この七年間の成果がかなり上りまして、大変品質が向上し、生産性も上がつてきているというふうに専売庁の方では評価をいただいていると考えております。

われわれの方に対してどういうメリットがあるかということでございますが、もともこのことは韓国の専売庁の方からの要請に基づきまして、われわれの技術を供与するような形で交流を行つてきたわけでございまして、必ずしも当初から直接のメリットを期待して実施したわけではございませんが、多少現在でも韓国から薬を輸入しております。その輸入に当たって、われわれの技術指導いたしました比較的に産地の薬はこれを重点的に供給してくるというような形で影響は出てきておまして、その面では大変ありがたいことであるというふうに考えております。

○村山(喜)委員 先ほどから国内産の薬と外国産との比率の問題が説明をされました。国際価格の、三倍までいかに、二・五倍から二・六倍ぐらいの日本の国内産の薬はたこの価格でござい

ます。それに製品の中でブレンドするのは外国のもの、三分の一、国内葉が三分の二、こういうような話を先ほど説明を聞いておりましたが、これは味つけの関係なのか、それとも原価構成の中で葉たばこの価格を、国内葉が高いから安い外国のものを入れることによって、原価の構成面からそういう混入をしているのか、それはどちらなんですか。

○泉説明員 外葉を三分の一使っておる場合の大部分は味つけですね。わが国の葉たばこは香嗅味に乏しい点がございまして、主としてアメリカの黄色葉及びバーレー葉並びにオリエンタ葉は、その香味料として使っている面が多いのでございまして。ただ、一部の定価の安いたばこにつきましては、値段を下げるために、外国から緩和補充料として買った安いたばこを入れるという面も若干ございましてけれども、主としては味つけのために外葉を使っておると申して差し支えないと存じます。

○村山(喜)委員 そこで、外国産葉との格差をどこまで縮めていくというふうなねらいを持ちながら生産対策やその他でおやりになるおつもりでございまして、できるだけ縮める、こういうふうな漠然たる目標でございましてか。

○永井説明員 外国産葉と国内産葉の価格が非常に大きな乖離を生まりました原因、幾つかあるわけでございまして、もちろん国内産葉自体の価格プロパーとして上がったという部分もかなりありますが、それに加えて、これも御承知のとおりでございまして、ここ二、三年の間に急激に進みまして円高の影響から外国産葉が、外国の国内の価格は上がっているにもかかわらず、円建てではかなり低い数値に出てきたということもございまして。さらにそれに加えて、最近の国内産葉たばこの品質が少し下がってまいっておりますので、大体同じ程度の品質の外国産葉たばこと比較しておりますから、品質が下がってきたということはそれだけ国内産の価格が相対的に高いということにもなるわけでございまして。

これからの葉たばこの価格をどうするかということとございまして、これは国内の物価、労賃その他が今後もある程度は上がっていく、これは下がることはまずあり得ないわけでございまして、ある程度は上がっていくということを考えますと、国内の葉たばこもそう急激に下げていくというわけにはまいらないわけでございまして、それが相当に専売法の趣旨に従いまして価格というものが決まっておりますわけでございまして。そういう中では、できるだけいま申し上げましたような第二次生産対策を通じて生産の合理化あるいは近代化を進めていく中で、多少でもコストを下げるということを努力してまいりたいと思っております。同時に、品質をもう少し回復してよくしていただくということも、相対的には価格差の縮小につながっていくわけでございまして、そういう面からできるだけの努力はしてまいりたいと思っておりますが、なかなかこれだけの乖離、特に先ほど申しました円高の影響による乖離というものは、これはわれわれの力だけではなかなか吸収し切れないのではないかと、いふふうに考えているわけでございまして。

○村山(喜)委員 最後の質問ですが、製造たばこ定価法の改正第二条、暫定最高価格の決定の場合に、物価等の変動率というのが政令にゆだねられている。その中身は、法律に定めるところによりますと、経過年数、卸売物価指数、消費者物価指数、賃金指数、こういうものが書いてありまして、一体こういうふうなものがウエイトとしてその政令の中身でどういふふうに表示されるののうかというところが気になってしょうがないわけでございまして。

そこで、基準最高価格に物価等の変動率を掛けまして、一・三倍以内であれば大臣が処理をする。もちろんこれは一・三倍以上になった場合には国会にかけるといふことになるわけでしようが、それが第一点。第二点は、公社の事業年度の損益計算の中で損失が生ずる、あるいは損失が生ずることが確実である場合には政令で定める場合

について、物価変動率の範囲内において価格の改定ができる、こういう二つの要素から成り立っております。そうすると、物価変動率の中身というものは一体どういうふうなものを想定をし、どういふふうなウエイトをかけた合せてやろうとしていらっしゃるのか。どうもその中で変動率の指数にならないような経過年数なんというふうなものがあるものですか。あるいは、これを基にして政令で物価等の変動率を定めるやり方も一つの方法でありまして、すけれども、原価方式プラス適正マージンプラス租税負担率、これによって割り切った方が公社としては適正なそういうふうな率というものが出されるのではないだろうかというふうに私は思うのでございまして、それをとらないでこういふような政令にゆだねる物価等の変動率というものをとおりにした理由、その中で特に卸売物価指数、消費者物価指数、賃金指数、これはどういふふうなこね回して一つの政令をつくるのかかわりませうが、経過年数というものは一体どういふふうな要素になるのですか、これをちょっと説明してください。

○名本政府委員 今回お願いしております中で、物価変動率という言葉を用いておりますが、この物価変動率は、現在のたばこの製造原価を構成しますもろもろの要素を分解いたしまして、卸売物価指数、これは日銀のものでございまして、それから消費者物価指数は統計局のもの、それから賃金指数は労働省のもの、おのおのそういう数値をとることによって、おのこの指数に連動する部分に分けておのこのウエイトを出していくという作業を行なうた。それを合成いたしまして、原価の物価、賃金等による変動がどのくらい前回の値上げ以降であったかということと計算することによっておのこの条項を発動いたしますときに使える限度というの

が、発表の時期がございまして。賃金指数でございましてと年単位で出てまいるといふようなことになりまして、実際の値上げをいたします年度におきまして、その年度はどの程度というものがはじけます。したがって、過去の一番近い値上げの年から改めて値上げをいたしたいという年までの期間にこれを延長して使わなければならないということが技術的に出てまいります。したがって、この経過年数というのをそこへ加えていただいておりますのでございまして。

それからもう一点の御質問、実際原価というものを使わないでこういう抽象的な数字というものを使った理由でございまして。こういう客観的に出てまいります数値を使うということは、これによって物価変動率、あつてはかかるべきだろと値段と原価の上昇率というものをはじこうということとでございまして、公社がたとえば、こういうことがあつてはなりませんけれども、ルーズな経営によりまして、あつてはかかるべき価格よりも高い値段で物を買ひ込むとかそういうことがあつた場合には、それは公社の責任として将来にわたつて自分の努力で解消してもらふことが必要であらう、そういうふうなことも考えまして、客観数値を使わせていただくというふうなことを考えたわけでございまして。

○村山(喜)委員 そういたしますと、原価方式プラス適正マージンのやり方よりも、物価等変動率を用いた方が数値としては小さいことを期待をし、そういうふうな努力をされるということですね。

○名本政府委員 これは理屈をいたしましては、一概には申せないわけでございまして、公社の原価の方が小さいこともあり得ますし、物価変動率よりも高い場合もあり得るわけでございまして、いろいろ計算をいたしてみますと、過去の事例から申しますと、私どもでいろいろ計算いたしました結果は、ほぼ同程度の数値が出てくるように考えております。

○村山(喜)委員 そこで、この政令の中身はもう

用意されていますか。というのは、いままで国会の権限であった事項が政令にゆだねられる、非常にこれは大きな変化ですね。公社の経営形態の上から、あるいは消費税に相当する税金分を分離をして明確にするという考え方はいいですよ。だけれどもその場合に、こういうような形で自分たちはやりますという内容のものが少なくともここに提示されなければならぬと私は思うのであります。それだけ皆さん方を信用するということになれば、そういうような内容のものはもうすでに用意をしていらっしゃるだろうと思うのですが、用意をしていらっしゃるかどうかの委員会に、法案の審議が終わるまでの間にお出しになる用意がございいますか。

○名本政府委員 まだ法制局審議とかそういうものがございまして、政令になった場合にそのままだというところになるかどうかわかりませんが、それと私どもの方で用意いたしておりますので、それを御提出申し上げたいと存じます。

○村山(喜)委員 私の用意をいたしました質問はこれで終わりますが、やはりこういうような法定事項が政令事項にゆだねられていく、国会の権限が行政当局——行政当局といつても大蔵大臣にゆだねられるという形になっていく、それだけに慎重な態度をおとりをいただかなければ、むやみに値上げの改定を、どうも損益計算書で決算上赤字になりそうだからひとつ上げてやろうとかというような形になってまいりますと、ますますたばこ離れといえますかそういうようなものが生まれてくることになるかと私は思うのでございまして、国会の権限を縮小して行政やあるいは公社の自主性を確立するという方向をお出しになる以上は、それに対応する構えというものを国会を通じて国民の前に明らかにされる必要があるであろう。そのためには、初めは五月一日実施というようなことでお考えになっていらっしゃるものでありますから、政令の内容についても詰めたものが出されなければこの委員会を通すわけにはいかぬというふうには私は思うのでありますが、大臣の御所見

を最後に伺ひまして、私の質問を終わります。

○金子(二)國務大臣 いま村山さんの御指摘の点は大変大事な点でございまして、たばこの値上げは各方面に相当大きな影響を与えることでございまして、値上げに当たりましては十分慎重に配慮してまいりたいと考えております。と同時に、政令に譲りました点につきましても、まだ法制局と十分打ち合わせも済んでない点も多いようでございしますけれども、速やかに御提出を申し上げたい、こう考えます。

○加藤委員長 貝沼次郎君。

○貝沼委員 今回の質問に入るに当たりまして、初めに確認をしておきたいと思ひますが、この改正案は、十二月十二日に出されました専売事業審議会の答申を全面的に取り入れた形になっておるものでしょうか、その点について伺つておきたいと思ひます。

○名本政府委員 専売事業審議会で十二月に御答申をちょうだいいたしましたので、その答申に従ひましてつくつたものでございしますが、なお法定制の制度改正につきましてはむしろ、そこに出ておりますよりも若干シビアな方向で手を加えてあるという状況でございします。

○貝沼委員 若干シビアな点というところを説明してください。

○名本政府委員 審議会の議を経る、あるいは損益上欠損が生ずるといふような点、それから物価、賃金等にスライドさせるという点につきましては審議会の答申にあるわけでございしますけれども、それを今後永久にそういうふうなことで持つていくということではなくて、昨日来お話をいたしておりましたいわゆる三割が天井というところを設けまして、その天井の範囲内であれば政府としてはこの条項を使うことができない、それを超えるときには国会で再度御審議をちょうだいするという点が今回の法律ではつけ加えられておる点でございします。

○貝沼委員 それで、法定制の緩和が初めに問題になると思ひますが、これをいま急にやらなければならぬという理由は一体どこにあるわけですか。

○名本政府委員 法定制の緩和につきましては、私どももいたしましては納付金率の法定化、この問題と一体として考えておるわけでございします。

納付金率の法定化は、前回のたばこ定価法の改正のときに附帯決議としてちょうだいいたしましたものでございしますが、これはその実態におきましては消費者にたばこの税負担部分を明確にする等の大変重要なメリットがあるわけでございします。その上に専売公社が企業体として自主性を発揮できる、効率性が高まるという効果もそこで出てくるわけでございします。こういう制度を導入することによつて公社の企業体質に生ずる変化というものに対応させて、この定価法定制についての若干の緩和をお願いしたい、かように考えておるわけでございします。

○貝沼委員 お話を聞いておりまして、いろいろ説明も受けましたが、私は結局、これは財政確保というものが先走つた大蔵省や専売公社の勝手なやり方ではないかという感じがしてならないわけでありまして、そして、そのつけは結局国民に押しつけてしまつてゐるのではないかと、こういうところから非常に心配をしておるわけであります。もしそういうようなことであったならばこれは大いに戒めなければならぬ、こう考えておるわけでありまして、そういうことはございしませんか。

○名本政府委員 制度そのものの改正におきまして、先生御指摘のようなことを考えて今回のこの制度をつくり上げたというものでは決してございしません。現在値上げをお願いいたしておりますが、その値上げ自体も、五十年に値上げを御承認いただいてから現在までの原価上昇による負担の低下というものを回復するということをねらいとしていたしておるわけでございまして、今回お願いしておりますことは、負担を消費者に押しつけるというところではございしませんで、負担の適正な維持を図つていくという考え方で終始この法律全体が

でき上がつておるというふうに御理解をちょうだいしたいのでございします。

○貝沼委員 なかなかそれが理解できなくて困つてゐるわけですが、どうも……。

文明国家の財政制度は一朝一夕にして得られたものでないことは私が言うまでもないことでございしますが、これはまさに人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である、こう言つてゐる人もおるわけであります。そこで、憲法八十三条というものができるまでいろいろ経過を踏んでおるわけでありまして、これはどういふ経過を踏んでどういふ精神ででき上がったものであるか、これをこの際はつきりしていただきたいと思ひます。

○名本政府委員 憲法八十三条はいわゆる財政民主主義の原則をうたつてゐるものであるというふうに考えます。国の財政権限につきましては国会の議決に基づいて行使するということでございまして、言うならば民主主義下での政治形態の基本をなすものであらうかというふうに考えます。

○貝沼委員 それから財政法の三条(一)租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。こうあるわけであります。たばこ専売は事実上の独占に属する事業と考えられるわけであります。その価格には租税に近い性格の部分がかかり含まれておると考えられます。したがつて財政法が法律主義を宣言したのは、まさに憲法上の原則である租税法律主義のつとめたものであり、その点から見て、財政法第三条はその精神を決して形骸化してはならない、こういうふうに私は思つておるわけであります。今回のこの法定制緩和は議會主義の精神を十分踏まえておるのかどうかということなんですけれども、どうもその点がはつきりしないような気が私はいたしますが、その辺を説明願ひたいと思ひます。

○名本政府委員 財政法三条は先生御指摘のように、国の独占に属する事業の料金、価格あるいは

課徴金、そういうふうな租税以外のものにつきまして規定いたしておるわけでございますが、その考え方は、やはり憲法の規定しておりますところの精神に沿うべく、立法政策として財政法をつくりますときに定められた規定であるというふうな理解をいたしてございます。

それで、財政法第三条と専売価格との関係でございますが、もちろん財政法第三条は直接ではございませんで、厳格には特例法の適用になるわけでございませんで、今回御提案申し上げております制度改正は私どもの考えでは、財政法三条の精神に沿って提出させていただいておるというところでございまして、財政法三条は法律もしくは国会の議決に基づいてそういう料金、価格等を定めていくということになっておるわけでございませんで、財政法ができましたときの国会におきまして御審議を見ましても、その法律、国会の議決に基づくという言葉は、その一つ一つにつきまして実額で定価あるいは料金を決めるということとを要求するものではないというふうに言われております。しかし、この法律第三条の要求いたしておりますところは、その独占の度合いでございますとか、国民生活に与える影響であるとか、そういうふうなものも勘案しながら、どういう程度において法律もしくは国会の議決に基づけばよろしいかというのを判断いたすことになるんだらう、かように考えるわけでございます。

そこで、私どもといたしまして今回御提案申し上げております内容は、非常に厳しい条件をつけ、しかも価格が一定限度を超えなければならぬというときには国会で御審議をちょうだいいたして定価法を改正していただくということで歯どめをかけてあるわけでございます。そういう条件を付けてございまして、国会の御審議というものがたばこ定価の最終的には担保をしていただく、たばこ定価の公正さ、適正さというものを担保をしていただくのはやはり国会の御審議であるというふうな考えをおとるところでございまして、憲法及び財政法三条の精神に従って制度改正をお願い

し、御審議をお願いしているという考えでございませう。

○員沼委員 いまの説明は言わんとすることはわかりますが、事実はかなり後退しているんじゃないかというのが私に考えておることでありませう。

そこで、この答申の中に「法定制の緩和」という言葉を使っております。緩和というのはやはり緩やかなんですね。緩和ということとはそれだけ緩くなったということだと思ひます。先ほど私が真つ先に、この答申を全面的に取り入れたのかという質問に対しては、取り入れたようなニュアンスの答弁でありました。ということは、やはり法定制を緩和したんだ、緩和した方がいいという答申をそのままだと取り入れたと私は考えますが、緩和する以上はやはり一歩後退と見てもよろしいんじゃないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○名本政府委員 確かに答申には「法定制の緩和」という字が使つてございませう。これは言葉のことでございませうけれども、しかしもう一つは、三割という天井、制限を一つつけ加へまして、どちらかといいますと現行の最高価格法定制の枠内で弾力的な運用をお願いいたすというように制度としては考えておるわけでございまして、この一定の厳格な条件の中での弾力的な運用を緩和と表現するかどうかの問題はあろうかと思ひますけれども、実態といたしましては、私どもはそういうものとして考えておるわけでございませう。

○員沼委員 専売公社は、いろいろ皆さんが考え方を申し述べておりますが、要するに答申の精神が一歩後退なんですね、緩和なんですね。きちつと「緩和」と書いてあるわけですから緩和であることは間違いない。したがって、それをどう強弁しようとも、私はこれは一歩後退であることに間違ひはない、こう思つておるわけであります。

それからもう一点伺つておきますが、語句の解釈ではなはだ失礼であります、価格という言葉と定価というのはどういうふうに違ひますか。

○後藤説明員 お答申上げます。

現在の私どものそれぞれの銘柄別の定価は、製造たばこ定価法に基づきますそれぞれの級別の最高価格の範囲内におきまして、原価等を償ひまして適正な専売収入を上げるという基本的な精神が現在の製造たばこ定価法に書かれておるわけでございませう。したがって、価格という言葉は言葉でございませんで、いわゆる製造たばこ定価法を基本にします限りには、現在の私どもの商品はすべてこの製造たばこ定価法に基づいていわゆる最高価格制の中に取り込まれておる。個々の銘柄につきまして、いまの専売法にいわゆる小売人は定価でなければ売っていかせんとすることが書かれておるわけでございませうが、その個々の銘柄別の定価をどう決めるかということにつきましては、先ほど申し上げました要件を満たすような状態において私どもが大蔵大臣に申請をし、大蔵大臣の認可によつて公社総裁が決定し、公告して、それによつて一般消費者の方に買つていただくというふうな関係にあるかと思ひます。

○員沼委員 どうもはつきりわかりませんが、価格と定価、この法律に両方あるから聞いておるのです。いまのお話だと、大蔵大臣が認可したものの、それから小売人が売るときは定価であるというふうな聞こえましたが、そういうことでよろしいのですか。

○後藤説明員 そのとおりでございませう。

○員沼委員 財政法第三条の特例に関する法律、これは大分古い法律であります、それに「政府は、現在の経済緊急事態の存続する間に限り、財政法第三条に規定する価格、料金等は、左に掲げるものを除き、法律の定又は国会の議決を経なくとも、これを決定し、又は改定することができ、その一番目に「製造標準の定価」、こうあるわけですね。これは「価格」とは書いてない。「定価」と書いてある。したがって、これは第三条によつて、いわゆる国会主義によつて製造たばこの定価は決定しない、具体的に個々別々に国会において決定することが正しい、こういうふうな読みと私は思ひますが、これはどういうことですか。

○名本政府委員 その「定価」の用法と「価格」の用法でございませうが、財政法第三条の特例に関する法律の本文の方で「価格」と書き「定価」と書いておるわけでございませうが、いずれにいたしましても、法律によつて御授権いただきましてそれによつて決めるわけでございませうから、法律で定めるあるいは国会の議決で定めるのが定価でなければならぬというふうなことは相ならないのじゃないか、かように考えます。

○員沼委員 だつて同じ法律の中に「価格」と「定価」と分けて書いてある。しかも製造たばこの場合は「定価」とわざわざ書いてある。わざわざ「定価」と書いた理由はあったと私は思ひますよ。それならば、「価格」と書かないで「定価」と書いた理由は一体どこにあったのですか。

○名本政府委員 特例法におきましては「煙草の定価」と書いてございませうが、財政法三条本文は「専売価格」と書いてございませう。法制局の意見を聞いたわけでございませうけれども、必ずしも先生おっしゃるやうに厳密に書いていないのではなからうか、かように思ひます。財政法三条は「専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基づいて定めなければならぬ。」こう書いておられますことを見まして、これは法制局と十分議論したものでございませうけれども、それはどおっしゃるやうな厳密な意味を持たしているものではなくて、実際に小売店で売られるものを定価ということではなからうか、かように考えます。

○員沼委員 どうも私は納得いきません。要するに、同じ一つの法律の中にわざわざこうして語句を変えて書いてあるということは、それなりに意味があったから、また當時は一つ一つ国会で決めておつたから抵抗なくこれがそのままだったと私は思ふのです。したがってこの第三条の特例に関する法律から見れば、やはり一つ一つ決めるのが正しいであらう、私はこういうふうに思ふのであります。

それから、これは幾ら話しても切りのないこ

とでありますからそれくらいにいたしますが、法定最高価格の一・三倍を超えてはならないとする暫定価格、これはそれならば定価と言えるのか言えないのか。先ほどの説明だと、小売で売る値段が定価だ、大蔵大臣が認可したのが定価である、こうなっておりますと、これはまじまじと、い

いわけでありませう、それから変動があるわけでありませう、したがってこの特例に関する法律に言う「製造煙草の定価」には入らなくなってくる。そうすると今回のこの法改正は、これは単なる緩和どころか、財政法第三条の精神そのものが抜けてしまふのじゃないかという感じが私はいたしますが、この点はどうですか。

○名本政府委員 現行のたばこ定価法、これは「定価」という字を使っておりますが、定価法におきまして国会の御審議でお決めいただきますものも最高価格、これは「価格」でございます。その最高価格の限度内で公社から認可申請が出てまいりまして、認可をいたし、公社総裁が公示をいたしまして、手続を経まして個々のたばこの定価が決まることになっておるわけでございます。現在御提案申し上げています改正案も同様の手続に従うだけでございます。

○貝沼委員 ですから、法定最高価格の一・三倍以上などという定価、そんな定価はないのじゃありませんかというのを私は言っているわけですね。定価というのはやはり定まった価格じゃありませんか。ところが定まっていけないわけでしょう。一・三倍の間ならばそのときの状況に応じてということですから、そんな定価などあるはずがないじゃありませんか、こう言っているわけですね。

○名本政府委員 今度改正をお願いしております制度によりますと、法定の最高価格を、種々手続を経て定めさせていただきます。暫定最高価格ができるわけでございます。その暫定最高価格の範囲内におきまして専売公社から銘柄別の定価の申請が出てまいりまして、それを認可し、諸手続を経まして、個別銘柄の定価が定まるということでございます。現在法律に定めてあります最高

価格もそうでございますが、暫定最高価格そのものが定価であるわけではございません。

○貝沼委員 ですからそうなりますと、法定最高価格が国会で決めてあったといたしまして、暫定価格もものがある場合にある定価が決められる、認定されるという場合はこれは定価となるのであれば、やはりこの特例に関する法律によるならば、そのつど国会にかけるというのが本当なのじゃありませんか。わざわざ「定価」と書いてあるのですから……。

○後藤説明員 先生御指摘の点でございますが、実は現在の製造たばこ定価法につきましても、いろいろの変遷がございます。

戦前はともかく戦後、現在の新憲法下におきまして財政法が制定され、それから現在の製造たばこ定価法について、二十三年以降は個々の銘柄についてたばこの規格とかいろいろなことをはっきり明示して、個々の価格についてそれぞれ個別法で定めておる方式をとっておたわけでございます。それから先生御案内のように、四十年の定価法改正で、財政法三条はそこまで求めているものではないのだということでも国会でいろいろ御審議をいただきました。現在のいわゆる級別の最高価格制ということがとられたわけでございます。

その仕組みは、最高価格というものを国会の議決という形で法律で定めていただきました。その最高価格の範囲内において個々の銘柄については、法の定める条件に適合するような形で私ども大蔵大臣に申請し認可をいただいて、総裁が個々の銘柄の定価を決定するという仕組みで、これが現行の製造たばこ定価法の基本的な仕組みでございます。

今回御提案申し上げておりますのも、基本的にいま一条で従来のたとえば「八五円」とありますものを「一〇〇円」に改めていただきますというように、最高価格を定めていただくという御提案が一つございますのと、いままです長い間続いた益金処分というものを今度は公社のはっきりした税金

担としての損金処分に変わります関係から、公社は専売法一条におきまして「専売事業の健全にして能率的な」運営を圖らなければならぬという公社に負託されたいわゆる義務がございますので、そういう趣旨からいたしまして、国会で御審議を願います製造たばこの基本原則をあくまで踏まえながら、ある程度のいわゆる暫定価格の設定特例というものを御提案しているということでございます。

○貝沼委員 それはわかるのですが、法律を素直に読むとこういうことになりまふということでございます。片一方は「定価」と書いてあるし片一方は「価格」ですから……。

それで、一・三倍という数字の由来を説明していただきたいことと、時間がだんだんたつてまいりましたので急ぎますが、もう一点は、物価統制令が廃止されてくる経済緊急状態のときでも、財政法第三条の特例に関する法律で製造たばこの定価が除外されてきた精神はどこにあったのか、この二点を伺っておきたいと思っております。

○名本政府委員 一・三倍という数字を出してまいりました根拠でございますが、過去の原価上昇の実態及び今後見込まれるであろう原価上昇の実態等を勘案いたしました。実際にこの条項が発動されるであろう状況、つまり専売公社の経理において損失が発生し、また発生することが確実であるという場合でございますが、そういう事態になったときに原価が定価改定後の程度の上昇を見るであろうかということを推計いたしてございまして、ほぼ三〇％に近い数字に相なるわけでございます。もちろん物価変動率によつてさらに修正をされるわけでございますけれども、原価を償うところあたりまでは最高価格の改定につきましても政府にお任せいただきたいというのでございまして、これが一・三倍をお願いいたしております理由でございます。

それから財政法三条の特例法におきまして、特にたばこそれから電信電話、郵便と国鉄の三つが残されておるわけでございます。これが残された理由でございますが、これにつきましましては、これらのものが特に独占性という面、公共性という面において他のものと比べてまして高いということから、対象としましては四つでございますが、三つのものが残されている理由ではなからうかと考えます。

○貝沼委員 私は、これが残されている理由は非常に大事だと思つております。この精神が踏みにじられるようになるとこれまた問題なので、いま私は質問しておるわけでありませう。大日本帝国憲法においても財政の議會主義をうたつて画期的なことであつたわけでありませうが、帝国憲法第十四条と第三十一条によつて形骸化されたことはよく知られておることでありませう。そこで、新憲法においては、例外規定によつて形骸化されないように財政の議會主義を明確にしたことが特徴となつたわけでございますが、それを受けて財政法三条も議會主義を明確に打ち出したことは周知のことでございます。また、物価統制令が発動された経済緊急状態のときでもたばこの定価が除外されるというように扱われてきたいきさつもいま議論したようにございまして、それを前回の改正で最高価格なるものをつくつて後退し、いままた拡大解釈して暫定価格を認めるいわゆる法定制の緩和ということを言つておるわけでありませうが、これはあくまでも拡大解釈であり、どのように論じても……

先ほど論じましたように、先ほど申し上げました。それからこの答申の中にも、こういう場合に限りというふうな決められておるようでありませうけれども、またシビアに考えておるという話もありませうが、どんなに論じても、やはり毎回国会で審議する以上の歯どめはないわけでありませうので、緩和されるということはなほ遺憾なことであると私は思つております。

こうした改正は、大蔵省あるいは専売公社には非常に結構な話なのですから、そのツケが国民に回ることと思うと、私はとうていこれは納得できません。したがつて、これはいま議論をいたしましたので、この法定制緩和について

は、財政議案主義の形骸化であるという立場から私は強く反対を表明しておきたいと思ひます。

それから歯どめ論であります。いろいろ言われておりますけれども、専売事業審議会は大臣の諮問機関であります。専売公社においても値上げ幅等を検討する諮問機関をつくる必要はないかどうかということでもあります。国鉄運賃値上げの法定制緩和のときには、運輸省の諮問機関の拡充のほかに、新しく国鉄内に諮問機関を設けてダブルチェックをするというふうになつたと思ひますが、こういう点についての考え方を伺つておきたいと思ひます。

○後藤説明員 お答え申し上げます。

先生の御質問は、専売事業審議会で審議することとすることながら、公社の中でそれをチェックするために審議を設けたらどうかという御意見だと思ひますが、現在のたばこの市場環境は大変厳しゅうございまして、また、この制度が御審議の上成り立っていますと、今後外国品との競争というのは本当に厳しいものになるというふうに私どもは考えております。いまのたばこの市場環境等を考えた場合には、できるだけの経営努力をいたしまして、値上げの時期とか値上げ幅というものはできるだけ圧縮するように十分力を尽くしていかねばならないと考えておるわけでござい

ます。その上、現在の専売事業審議会は、公社発足と同時に大蔵大臣の諮問機関として設置され、公社事業の運営に關していろいろな面で大蔵大臣の諮問を受けたらあるいは意見を具申する機関でございまして、この審議会に大蔵大臣が暫定価格を定めようとする場合は諮問をさせていただきますし、それ以上に私ども自身の中でそういう自律的な作用が働かざるを得ないような現状でございまして、新しく公社の中に審議会を設けるという考えは持っておりません。

○貝沼委員 それから最高価格の引き上げについて二、三質問しておきたいと思ひます。

製造たばこの種類ごと、等級別最高価格を引き上げる理由ですね、これは簡単に言うかどうか

ことですか。

○後藤説明員 現在たとえば紙巻たばこでございしますが、十本当たり一級品が八十五円、二級品が六十円、三級品が四十円というふうな決められておりますが、今度八十五円のもの、現在百七十円で売っておりますものを二百円にいたします。それから二級品のハイライトを今度は百五十円に改定させていただきますと考えております。

結局商品体系としてそれぞれの級別のもので全部最高価格に張りついておりますので、この最高価格を直していただきますと今度の値上げができませんというところでございまして、最高価格の改正をお願いしたいということでございます。

○貝沼委員 張りついておりますのはわかるのですが、なぜこれだけ上げなければならぬかという説明にはいまの説明はほど遠くなるだろうと私は思ふのです。

値上げしようとする場合は、たとえば経営上の問題があるとかいろいろなパターンが考えられるわけですが、たとえば国鉄の場合は、赤字経営で困つたという事情があつた。ところが専売公社の場合は、特にそういうような事情は見受けられないように思ふわけですが、これはどうなつておるわけですか。

○名本政府委員 現在のたばこについての専売納付金制度が利益金の処分としての納付ということになつておりますために、実際問題として専売公社の利益金は六千億近くという膨大な利益があるというふうになるわけでございまして、そのほとんどの部分が専売納付金、いわゆる税に相当する部分であるわけでございまして、原価が上昇してまいりますと、この専売納付金と公社の内部留保を含めた部分について全体としてしわが寄つてくるということに当然のことながらなるわけでござい

ます。そこで、たばこがしよつております財政への寄与というものの、いわゆる税相当分というものの割合を下げないで専売納付金を納めてもらうという

ことになりまして、専売公社の内部留保は極端に

なくなる、あるいはマイナスになつてしまふということになるわけでございまして。法律上マイナスになることは認められておりません。利益の範囲内では納付金を納めませんのでそういうことはあり得ませんけれども、要するに極端な場合には内部留保がゼロになつてしまふということになるわけでございまして。一方、内部留保の方を適正なものにいたそうといたしますと、専売納付金の部分が減つてきます。たばこの定価に占める割合が減つてくるということになるわけでございまして、現在五十四年度の状況で見ますと、そういう事情にすでに立ち至つておるわけでござい

ます。利益全体として見ました場合には利益があるわけでございますので御指摘のようなことでございまして、けれども、内部留保を適正にとる、かつ、税相当分のたばこに対する負担の率を適正にするということ、両方をあわせて賄ふことができない状況になつておりますので、定価改定をさせていただきます、かようなことでござい

ます。

○貝沼委員 まあ虫のいい話だと私は思ひます。それから、たばこの消費の伸びも、値上げによつてたばこ消費を抑えなければならぬとなつたわけでもないと思ひ、それからコストの上昇を言つておるようでありまして、果たしてそう

なつておるかどうかわかりません。いま一番売れているのはマイルドセブンだそうですね。マイルドセブンで製造原価、いろいろな計算があるようでありまして、何か四十五円くらいから六十円くらいじゃないかと言われているわけですね。そういう製造原価に対して、五十年十二月の値上げからこれまで、葉たばこの上昇率が報道によりまして三八・二%くらいある、あるいはフィルタ、巻き紙などの材料費を含めた全体のコストが三五・五%くらい上がつておる、こういうふうな言われております。したがつて三五%くらいで値上げ幅を計算いたしますと、せいぜい二十円くらいにしかならないのじゃないか。ところが百五十円を百八十円にするというのは三十円上げるわけで

ありますから、これはコストの上昇によるという説明もこれまた当たらないのじゃないか、上げ過ぎではないか、こういうふうな考えております。しかも五十年の値上げのときは、オイルショックのあおりでコストは倍増しておつた。それにもかからず値上げ幅は四八%であつた。今回の場合はコストが三五%くらいしか上がらないのに値上げ幅は二〇%も上がるということで、国民の側から見ると非常に納得のいかない説明になつておるわけですね。この数字は、私は新聞によつた数字を申し上げたわけでありまして、非常に納得がいかないのではありませんが、こういうことで非常に納得がいかないのではありませんが、この辺の説明をお願いいたします。

○泉説明員 御指摘をいただいております点は、今回の二一%に及ぶシガレットの値上げというのはコスト上昇分より多いではないかということだと思ふのでございまして、まさにおっしゃるとおりであります。ただ、今度の制度改正によりまして、従来利益の中から納めることにしておりました専売納付金を、制度を改めることによつて損金処分で納めるという形になるわけでござい

ます。その納付金率を、たとえばマイルドセブンは一級品でありますから五六・五%というふうな決まるわけでありまして、この分は従来のたとえば五十三年度においての納付金の計算の場合よりもやや高めになつておるわけでありまして、したがつて今回の値上げは、増税分とコストアップ分との二つが重なつて二〇%の値上げ幅になつておるわけでござい

ます。昭和五十年の定改のときには、増税というよりもむしろコスト分の非常に上がった分を回復する、コスト分をカバーして益金率を回復するという点が多かつたわけでありまして、今回の値上げの中には、コスト分を回復すると同時に増税を圖つておる。それは専売納付金が、値上げをしなかつた場合に比べまして二千二百四十億円ふえることになつておるという点にもあらわれておるわけでござい

ます。

そういった点からいしますと、値上げによって、確かに値上げ前に仮需要があつて買ひだめが行われますので、値上げ後は需要が減つていく形になりますけれども、その回復が四十三年のよう

米國は官民挙げて、日本専売公社と大藏省は外國たばこをわざわざ売れないようにしている、こゝう攻撃しておるわけであります。そこで總理大臣がやがて米國に行つて、そしていろいろと説明をし、理解を得るための工作を言つてくると思ふのの方針でありますけれども、そのときにはどういう方針で向かうのか。たとえば關稅九〇％というのは、もう九〇％と日本國では決まつた、決まれば九〇％というふうになるんだからといって、それ一點張りで押すのか、あるいは交渉は相手のあることでありますから、それを基準として考へるということなのか、その辺のところを大臣には承つておき

統計的、疫学的というそういった点につきましては、確かに重喫煙と肺がんの関係がある、あるいは心筋梗塞とか狭心症などの心臓障害にも関係があるというようなことが指摘されておりますけれども、先生方の御意見では、病理学的というそういういった見地から言いますと、まだまだいろいろな問題が残されておりました必ずしもはつきりいたしません。それはなぜかと言いますと、問題とさされておりますこういった病気への影響というものは、いろいろ多くの原因が重なり合つて発生するものでございますので、喫煙と他の要因との関連についての基礎的な問題がまだ解明されていらない、さらには、喫煙という特定要因を他の要因と分離して論ずることが困難である、そういうよう

専門委員会の報告書を初めとしまして、WHO というような場においていろいろな情報を各国に提供しておるわけでございますが、そういった報告書によりまして、喫煙者と非喫煙者とを統計学、疫学というような手法を用いて比較をいたしますと、長期にわたって大量に喫煙をしている者と全然喫煙をした経験のない者ととの比較という形では、たとえばいろいろな疾病に関する死亡率という場合に、その死亡率が吸わない者よりも多量、長期喫煙者の方が何倍というようなことで高くなるといふようなことが指摘されておる、そういう意味において有害な影響があるということが指摘されておるところでございます。

○加藤委員長 広瀬秀吉君。

うことになっていると思うわけでありませう。

その中におきまして、たとえば五十三年に国史

して、従来と違って専売公社が努力すれば努力す

ことで、地方への財政寄与ということも行われることになったのだけれども、最近、田園都市構想であるとかあるいは定住圏構想であるとか新しい

地方の時代であるとかという、そういう時代を迎えている段階ですから、この二八・四％というたばこ消費税、これはその前の年の単価と率の掛け合わせになりますから、やや率としてはその年の売り上げから見ればパーセントは下がる、そういうことにもなっているけれども、それはそれとして、いままでもそういうたてまえでやってきたわけなんだけれども、このたばこ消費税率を、国を重点にしようというつもりで、先ほどから財政の国債依存率は四〇％に近い、三九・六％ということとを強調されたのだけれども、そういう意味で、まだまだ専売納付金にできるだけ依存したいという気持ちも、これは依存率としては大差小さくはなつたけれども、そういうことも含めて、国を主体にしてたばこ消費税の方、地方に寄与する分を下げようというようなことは当分考えない、そういうことは約束できますか。

○金子(一)国務大臣 地方消費税も含めての五六％だものだから、当然のこととしてお話を申し上げておたつ次第でございますが、国も借金財政で火の車ですが、地方も御同様の状況でございます。これは何とか後始末は国で相談しながらめんどろを見なければいかぬという気持ちで私もおります。こういう地方の財政事情の苦しいときに、地方たばこ消費税というのは非常に大きな安定財源だと思つております。私はこの率は今後も暫々に変えるつもりはございません。

そういう意味で、社会党さんはなかなかいまのところはまだ反対を唱えられておられますけれども、たとえば附加価値税という一般消費税みたいなものが将来導入されることになりまして、これもやはり地方の安定財源として私は大きなプラスになるんじゃないかと考えております。同じく消費税でございます。何かそういうものを地方の安定財源として考えなければいかぬような時期に本当にいま差し加つてきている感じがしていることを、よいこととさせていただきますけれども申し上げておきます。いまの率は変えるつもりはありません。

○広瀬(秀)委員 それだけの答弁でいいんです。附加価値税を地方にも分与するなんていう議論はきょうはしたくないわけですから、それはPRはまだ早いと思ひますから……。

それで総裁、いままでの皆さんが出している統計数字を見ますと、たばこが百億本、あるいは三十九年が千六百四十四億本、四十年は千八百億本で、百六十億本もふえておるんですね。四十一年から四十二年にかけても百五十億本、それからまた四十五年から四十六年にかけて、これまたちよつと百億本ぐらふえておる、非常にふえ方の少ないときもあるんですけども。こういう著しくふえたというふうなものは、当時どういう状況であつたかというふうな分析なり評価なり、どういう政策が功を奏してこのようないふ方をした、販売本数の増が見られたというふうなことについて、この数字で一番多くふえた理由というものをトレースしたことはありますか、このことをちょっとお聞きいたします。

○泉田(明)委員 お話しのうちに、昭和四十年代は年々、定価改定を行つた四十三年度は別でありますけれども、それ以外の年におきましては五、六％、四十七年が一番多くて七・三％伸びたわけでございます。

その理由といつたしまして、一つは、この当時は成人人口の伸び率が年々二％あるいは二・一％程度であつたわけでありまして、ところが現在はそれが一％に落ちております。したがつて、喫煙人口の伸びというものは余りいまは伸びないという形になつておるわけでありまして、

それから当然のことでありまして昭和四十年代は景気が、四十六年に悪くなつたとか、四十八年、これはオイルショックでありますけれども、そういうことがありましたけれども、昭和三十九年から続きました不況は昭和四十年の十月を底にいたしまして、ずっと景気がよくなつてまいつております。また、その当時の年々の給与所得者のベースアップも名目で十数％といったような状況にございました。そのことと収入がふえたことに

よつて、一人当たりの喫煙本数がどんどん伸びていったということが影響いたしまして、このような数字の伸びがあらわれたものと思うのであります。ところが五十一年度以降は御承知のように、ベースアップが一けた台が五十一年度、五十二年、五十三年と続いておるわけでございまして、やはりたばこは男性が喫煙者は多いわけでありまして、けれども、自分の小遣いの中で吸うということになりますと、賃金のベースアップが少なくなつてくると小遣いに制限を受けやすいという傾向がございまして、そういうことで伸び悩みました上に、五十三年度は春以来、いわゆる嫌煙運動というところで社会的に喫煙場所の規制あるいは喫煙時間の規制、こういったものがだんだん強化されてまいりました。そういった影響を受けて五十三年度はほとんど伸びないで、わずか三億本しかふえなかつたというふうな事態になつておるものと私も考えておるのであります。

ただ、そういう点からいいますと、いま不況が大分長引いておりましたのが、昨年暮れ近くからだんだん景気好転の様相を呈しておりまして、三月決算はかなり企業の収益がふえておる、こういった点からいいますと、景気回復による増加は期待できるのではないかと。ただ成人人口の伸びが余りありませんので、それは一％程度でありまして、それからこの分からのふえは余り期待できない。それから喫煙時間、喫煙場所が制限されることによつて一人当たりの喫煙本数がふえないでむしろ減る傾向にある。そういうこともを総合勘案いたしますと先ほど申し上げたように、年々そう多くの伸びは期待できないというふうな考えでおるわけでありまして、

○広瀬(秀)委員 非常に興味ある数字が示されておると思うんですね。ある程度多いと思つておられることは当たつていふ分多いと思つておられる、特に昭和四十六年、四十七年、この間に二百三十億本の伸びというのがありました。それから四十八年、これはオイルショックが秋にあつた年でありまして、そして四十九年には近來の大減税

が一兆四千五百億あつた年であります。そして賃金も二〇何％伸びたという年である。したがつて、そういう減税があるとか可処分所得がそういう大幅な賃上げ等によつてゆとりがでるという、か、狂乱物価を一方においては控えているけれども、比較的たばこが正規の定価でちゃんと売られているというふうなこともあつて、こういうところの消費に結びつく。新製品を出して消費意欲をそそぐというふうなことも多くなり、そういう可処分所得のゆとりというものの、またそれから来る気分というものが、やはり消費の問題では需要の問題としてかなり大きいウェイトを持つていて、ではないか、そういうことが大体わかるわけですね、二百億本も増大をします。

それ以来今度は安定成長というふうな時代で、いまおつちやつたような賃金の伸び悩み、所得の伸び悩みというふうなことがずっと続いて低成長経済を迎えている。これから最近や景気が回復しつつあると言われるけれども、そう大きな景気回復、きょうも公労協や私鉄等が、公労協全体で大体五・六三％、私鉄も大体そのくらいで安結したのじゃなかるかと思つたのですけれども、そういう程度の伸びしかないだろう。これからかなりの期間そういう時代と言へば、やはり先ほど総裁が言われたように、おいしく安くて、それで低タールで健康にも害がない、そういうものを新しく、どうも日本人は、公社から新しくセブンスターが出たらばつとそれに需要が集中する、今度はマイルドセブンが出る、それに集中する、そういうふうな需要動向で、より健康にも害がなく、比較的安くつてまいのだ、そういうものの開発をよほど真剣にやらないと需要停滞から脱することはできないと思つたわけですね。

したがつて、これは財政の方からも、消費者を窮地にばかり陥れるようなことじゃなしに、ときには減税もやつたり可処分所得をふやすような善政をやらないと、五六％程度の納付金、税金をたばこから取るというのはむしろかしくなるのではないかと。五六％程度で現状を考えれば一千億くら

いの内部留保も見込める、そういうものを土台にした五六%の数字であるということをも本監理官もおっしゃいましたから、ややほつとしたわけでありますが、そういう意味で、納付金先取りされる、これはもう決まっています、何で何でもそれだけ先取りされるのだということになれば、どうしてもそういう専売当局の内部留保というふうなものにしが寄ったり、あるいは職員に対する給与にしが寄ったり、あるいはまた小売店の手数料にしが寄ったり、なかなか私が一番心配するのは、一番弱い立場に立つて、しかも攻撃目標にさらされているというのが原料コストの値上がり。先ほどコストの中で占める比率が六〇%である、この原料葉たばこの値上がりこそがまさに重大なのだというように集中攻撃をされている。しかも農民の団結というのは労働者ほど強くない。そうすれば、なし崩しにここに集中的にしが寄るのではないかと、そういうようにどうしても考えざるを得ないわけであります。農民の力はまだまだ弱い。しかも耕作組合、これは農民の団結するものであると言われながら、いまの体制の中では専売公社のおっしゃるとおり、農民に何事でもそのとおり押しつけていく、その下請機関化しているというふうな弱さを持っているわけでありますから、どうしてもこれはもうこの原料葉たばこの生産をまじめに一生懸命続けておる人たちにしが寄るのではないかと、そういう懸念をどうしても表明せざるを得ないわけなのですが、その点についてどういうようにお考えか、総裁からひとつお聞きしたい。

○泉説明員 今度の制度改正によって公社は経営努力に迫られておるわけでありますけれども、その経営努力の一つとして、原料が一番大きなウエイトだから、原料の葉たばこの購入費用を減らしてそれを農民に負担せよというふうになるのではないかと、御懸念でございまして、けれども、確かにわが国の葉たばこは、品質及びその使用適正の面からしまして外国の葉たばこに比べて、割り高になっておることは事実でございまして、

したがって、その割り高の点を解消する努力は生産性の向上なり品質の向上によって図っていく必要がありまして、私も、私どもは今度の制度改正によって経営努力をする必要があるからといって、それを農民の負担に押しつけるといったような考えは毛頭持っておりません。これは農民の方に葉たばこをつくっていただき、その原料を大部分われわれの製造たばこの基本的な原料としておるわけでございまして、また、葉たばこの価格はすでに御存じのように、たばこ耕作審議会におきまして審議の上決定されるわけでありまして、専売公社の一存で決まるわけではございませんので、たばこ耕作審議会によって公正な価格が決められていく。そうすれば、農民に対してそういうしわ寄せが起きてくるというふうには感じておりません。

ただ、農民の方にお願ひしたいのは、何といつてもたばこは品質が大切でございまして、いい品質のたばこをつくっていただきたい。

（小泉委員長代理退席、委員長着席）

そして特別にお願いしたいのは、大型葉になりますとどうしようも品質が悪化しますので、大型葉でないようにはお願いしたい。ただそう申しますと、小型葉になると十アル当たりの収量が減って手取りが減るというふうな御心配があるわけでありますが、しかし小型葉でありまして充実した葉っぱになりますと、大型葉をつくるよりも十アル当たりの収量はそう減らないということも確かでございますが、そういうふうな御努力をお願いしたいものです。こういうふうな考えでおります。重ねて申し上げますけれども、たばこ耕作者の方にしわ寄せをする考えは毛頭ございせん。

○広瀬委員 総裁が、私が表明しました懸念に対して、農民にしわ寄せをするようなことはしない、この明確に答えていただいたのでやや安心はするわけであります。

それと同時に、大体年々葉たばこの輸入が増大をしてまいりまして、最近では使用葉の原料の外葉依存が三二%程度になっている、そういうふう

に聞いております。それで五十年、値上げの定価改定があった年、これは総体の輸入葉たばこのキロ当たりの単価が大体九百七十円だったのですね。それでそのときに国内産の単価が千二百九十円というところで、大体三割三分ぐらい割り高になっておる。五十二年では九百八十五円に割り高である。五十二年になりましたと、外葉も大体千円を越しまして千四百円になっておる。そのときに国内産葉はキロ当たり千四百二円というところで大体四割高、こういうことになっていきます。五十二年になりましたと、外葉は輸入のキロ当たりが八百九十一円になっている。それで国内産葉は千四百九十円からになっているというところになりますと、なるほど五十二年で見ますと一〇〇対一六七というふうな数字になりますね。私がちょっと調べたんですが、この数字は大体合っています。

○後藤説明員 先生の御指摘は、外葉につきましてアメリカとかアフリカ、ヨーロッパ、アジアの総合計の数字だと思いますが、御指摘のとおり数字でございまして、

○広瀬委員 ところでわれわれが無視してならないことは、将来にわたって考えておかなければならぬことは、円の為替相場、円高が円安かという影響が出ておる。五十二年になって特に千円から八百九十一円に値下がりをしております。この主たる原因はやはり為替の関係、円高の関係というものがもたらしている。六割七分も割り高だといふその年のものを言われたのでは、円高の関係で安く外葉が入ってきたわけでありまして、六割七分も減らしているのだということを強調されては困るわけでありまして、いま大体円が安い方向に向かっているわけでありまして、そうすれば自動的に為替の率の問題で、これはまた外葉が割り高になるというふうなことでございまして、外葉が安いからいいんだ、そういうふうなことは、そ

ういう面も考えて外葉輸入の方針というものについてどういうふうなお考えをされておるか、これを総裁から伺います。

○泉説明員 お話しのように外葉につきましては、特に昨年の年初以来の円高傾向によって、外葉の輸入価格が大変安くなっておるといふ事情は御説のとおりでございまして、私どもは円高、円安で外葉と国産葉の価格を単純に比較することは適当でないと思ひます。ただ、公社の経理としてみますと、外葉が円高によって安く入りますと、大要経理上は助かるという面は無視できない面がございまして。しかし外葉は味つけ料とするのが主たる目的でございまして、外葉を輸入してそれによって製造たばこのコストを安くしようという考え方は余りございせん。

そこで、いまのところ外葉の輸入は、昭和五十年が最も多くて、それ以後五十二年、五十二年と年々外葉の輸入は減らしております。これは御存じのように、国産葉が相当生産されるようになってまいりましたので、外葉の使用率をそれほど上げないようになっています。先ほど三三%というふうなお話でございしましたが、私どもとしてはおむね三三%と考えております。ただ五十三年度におきましては、五十一年度の国産葉の品質が非常に悪化したのをカバーする意味におきまして外葉の使用を三六%にいたしました。それから五十四年度は三四%に落として、五十五年度には三三%の通常の姿に戻していきたい、このように考えておるわけでありまして。たばこの売れ行きの本数が伸びないで、輸入葉たばこの数量は今後逐次減少していく、そして国産葉たばこの過剰なものをできるだけ使用いたしまして、輸入葉たばこの使用はそうふやさないでやっていきたい、こう考えておるわけでありまして。

○広瀬委員 一言で外葉依存率といいますが、これは大体三三%というのをめどにして、微

調整はあるだろうけれども、そのときそのときの作柄などもあって、粗悪な原料が国内産で多かったというように、香料あるいは緩和料というように、輸入する場合には若干比率が上がることはあっても、大体三三％くらいになるべく超えないようにこれからはやっつけていく、外貨依存率はその程度で抑えていくという気持ちでこれからは持っていける、そういうふうに理解していいですか。

○泉説明員 そのように御理解いただいて結構でございます。

○広瀬(秀)委員 これは事務当局で結構ですが、国内産の在庫率三十何カ月ということ、それから輸入外貨の在庫率、これをちょっと示してください。

○永井説明員 在庫月数と申しますのは、現在持っております在庫を分子といたしまして、今後二年くらいの間にどれくらい使っていくかどうかというのを分母として割り算をして出すわけでございます。これから先々来以降どれくらい売れていくかどうかということにつきまして、今度の定価改定の結果を見ながら判断してまいらなければならぬものでございまして、いまのところ在庫何カ月ということを確とした数字で申し上げることは大変むずかしい状況にございまして、ただ在庫の数量が大変ふえておりまして、現在の見通しでいたしますと、平均的には三十四カ月を超えて三十四カ月から六カ月の間ではなからうかというふうな考えでおる次第でございます。

輸入品につきましては、これは選択購買でございまして、外国から必要に応じて買ってくる、国内のように全量購買ではございません。二十四カ月の在庫に合わせまして買っておりますから、在庫は二十四カ月あるいは場合によっては多少それを切るというふうな状況になっております。

○広瀬(秀)委員 輸入外貨依存率は大体三三％くらいをめぐらして、それを大きく超えないようにして国内産の確保を図っていききたい。それについては先ほど総裁から、技術的に大差微に入り細

にわたって、小型葉でマイルドな味が出るようなものをつくってもらいたい、そういうお話がございましたが、ここ五十一、二年、三年と国内産の作付面積、これをずっと減らしてきておりまして、皆さんが葉タバコ審議会に出された資料等によりまして、かなり長期にわたって作付面積の減少を提示されておりますが、国内産の作付面積についてどういう長期見通しを持っておられるか、ここで明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○永井説明員 先ほど申し上げましたように、国内産の在庫の数量が大変ふえております。そういったことは公社といたしましては、一応葉タバコとしては二カ年の在庫を適正在庫として考えておりますので、徐々に適正在庫に近づけてまいり努力をしましてまいらなければならぬのではないかと考えております。そのためにいろいろな国内産の使用その他につきましていろいろ工夫をしまして、いかなければならぬことは当然でございますが、生産数量が当年の使用数量を超えるということに相なりますと、まずまず先々在庫がふえていくという形にならざるを得ないものでございまして、五十三年から面積についての生産調整を行わしていただくということをやつてまいっておりますわけでございまして、その場合におきましても、一方では農家経営の安定ということにも配慮してまいらなければならぬわけでございまして、廃減作をなさる方も事実上あるわけでございまして、その廃減作をなさる方の廃減作の面積の範囲内で現在まで調整をさせてもらっているということでございます。

○広瀬(秀)委員 ここに資料があるのですが、五十三年度で六万二千七百七十ヘクタール、これが五十四年度では五万九千九百五十ヘクタール、逐次二千ヘクタールぐらいつつあるいは三千ヘクタールという形で五十七年度まで、計画の数字から見通しの数字かわかりませんが、そういうことで、五十七年度には五万二千四百ヘクタールという見通しが皆さんでつくられておるわけです。こ

れは審議会に出された資料だと思ひますが、こういうことになっておる。これはどの辺まで減反を続けるのか。いま永井さんのお話によりますとこれは自然廃作というように、何も公社が手を加えないで強権も発動しないでいく数字がこういうことになるのか、それとも審議会が決めて廃作を積極的に誘導するというかそういうことでいくのか、これが一つ。それから、一体どの辺まで減反をすればそれから先は安定したものになるという見通しを持たれるのか、その二つの点を答えてください。

○永井説明員 耕作審議会に出しました資料の中に「原料需給の見通し」というものがあるわけでございまして、耕作審議会では翌年度の面積について御審議をいただくわけでございまして、翌年度何ヘクタールの耕作面積にしたいということをお諮り申し上げておるわけでございまして、ただ、翌年度だけの面積をすばつと数字で出しまして、それが一体どういう位置づけになるのかというものが大変わかりにくいというお話がございまして、もし廃減作が予想される面積を全部減反をしていく、その分だけ減らしていくというところで計算をいたしますとこういう数字になります。ということで、一応そういう数字をお出ししまして、仮に廃減作が予定される面積を全部減反に回し、その中から多少構造改善その他でプラスになる分を入れてやりますと、五十八年でもなお二十四カ月を超える状況にあります。そういうことからいたしまして、今回出しております諮問自体は、われわれとしてはある程度やむを得ない数字ではなからうかという傍証のような形で、この需給見通しを出しているわけでございまして、ここに出した見通しが今後五年間にわたる面積計画であるというふうには考えておらないわけでございまして、したがって、各年度ごとに耕作審議会がこういう資料をお出し、御判断の御参考にしていただくながら、翌年度の面積をどういう形に持っていくかを御判断いただきたいということでこの資料を出しているわけでございまして。

○広瀬(秀)委員 この計画で五十七年度五万二千四百ヘクタールという見通しの数字が出てくるわけなのですが、その段階になりますと二十四カ月というほぼ正常在庫になりますか。

○永井説明員 とてもそういう状態にはならないと思ひます。恐らく三十カ月近い在庫までは減つてくると思ひますが、まだ二十四カ月はほぼ遠い状態ではなからうかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 五十七年度ですから、大体四年ぐらいの間に一万ヘクタール減るだろう、そういう予定を立てている。それだけ国内産の比率というものが、先ほど総裁は、大体輸入外貨は三三％ぐらいて抑えていきたいと言われたが、そういうものの整合性というか、それはきちんと合うことになるのか。そういうようにどんどん減るのは減るに任せる、それで保護助成ということでは減るだけ、目のかたきにしていくということ、保護助成の面を農民に対して打ち切っていくというふうな積極的政策によつて、廃作が現実には、これは大概喜んで廃作するというのじゃなくて、いろいろな事情で泣くような気持ちで農民は廃作しているのが現実だと私は理解しておるわけで、しかもその段階を迎えてなお正常在庫には至らないのだ、その間も三〇％程度あるいは三三％までならばどんどん輸入するのだという形でいくのじゃなくて、外貨の輸入をもつと削減して国内産を主体とするという考え方がいけば、そういうものを少しづつ減らしながら正常在庫の回復というところに努力すべき目標を置かなければいかぬだろうと思ひますが、その辺のところはどうなっておりますか。

○永井説明員 先生が先ほどおっしゃいました五十七年度五万二千ヘクタールという数字は、去年ではなくとも一つ前の審議会の数字ではなかったかと思ひますが、過去におきまして、五十三、五十四年につきましてはそれぞれ二千町歩余り減反をさせていたきたいということで御諮問を申し上げまして、現実には答申の段階で、その他のいろいろな状況を判断いたしまして、五十三

年は九百ヘクタール、五十四年は千百ヘクタールを減らすという形になっておりまして、毎年毎年現実に出てまいりました面積に従いまして数字を直しておりますので、多少数字の食い違いはあろうかと思ひます。

先ほどおっしゃいましたように、なるべく国内産業を主体にして輸出をしようという気持ちはわれわれとしては持っているわけですが、いままで、製造技術面、加工技術面でいろいろ努力をしまして、耕作者の方々にまでできるだけ使い勝手のよい品質のたばこを耕作していただくようにいろいろお願いを申し上げているわけですが、そういう意味から、五十三年度の産葉につきましてはかなり品質の回復が図られておりまして、先ほどちょっと申し上げましたように、三六%まで一時緊急避難的に増加した外葉の使用率をまた三三%まで戻せるような見通しがついてまいっているわけでございます。

今後のことにつきまして、それはできるだけ努力をいたしまして、外葉使用率を上げるように持っていけば大変いいわけですが、一方では、先ほど来御議論になっておりますように、外国の製造たばこの競争という問題があるわけでございます。余り国内のシガレットの品質を落としてまで在庫解消のために使い込みをやってしましますと、今度は海外からの輸入のシガレットに国内のマーケットのある部分を取られてしまふというような事態が起こりますと、これはかえって根っこからマーケットを失ってしまうことになるので、その辺も十分に注意をしながら、こういうことであれば十分海外からの輸入シガレットにも対抗していけるのだということとでそういうことの見きわめをやりながら、国内葉の使い込みをやつていかなければならないのではないかと、そういうふうに考えているわけでございます。

○広瀬(秀)委員 先ほど村山君からも出ましたけれども、開発輸入、これは経済援助的な意味も含めて開発輸入でブラジル、インドネシア、インド

あるいは韓国などに対してやっているようでありますが、そういう形での開発輸入分というのはいまどの程度、そしてまた、そういう事業がどの程度成功しているのか、これをちょっとこの際聞い

ておきたいと思ひます。

○永井(秀)委員 現在開発をいたしておりますブラジル、インドネシア、インドにつきましては、先ほど村山先生にもお答え申し上げましたように、まだ成果がそれほど上がっているわけではございません。したがっていまして各産地ごとに見てまいりますと、それぞれ五百トンとか七百トンとかそういった数量の供給しか受けておられないという状況でございます。非常に長い目で、もつと十年とか二十年とかそういう長いタームで、一体将来安定的な産地として育ち得るかどうかといううなことをもう少し検証してまいらないうなかなかに判断がいたしにくいのではないかと、そういうふう

に考えているわけでございます。

○広瀬(秀)委員 開発輸入の開発投資ですね、これはいままでそれぞれの国に対してどれだけずつやりましたか。

○永井(秀)委員 主としてそのインドネシア、インド、ブラジル、それぞれの国の相手企業の負担において開発をいたしておりますのを、われわれの方は技術的に援助をいたすという趣旨でございます。したがって、人員の派遣とか多少の人員の派遣に伴う機材の援助とか、そういったものはござい

ますが、金額的にはさしたる金額ではございません。

○広瀬(秀)委員 大体どのくらい、それはほんのわずかでですか。

○永井(秀)委員 人件費が主でございますので、いままで全部足しまして億になるかならぬかではな

かろうかと思ひております。

○広瀬(秀)委員 そこで、総裁のこれからの専売事業の運営についての――先ほど申し上げた専売事業調査会でこういうことを言っているのですね。原料葉たばこの問題について、「経済合理性に即した内外葉を通じての総合的原料政策の確立

が急務であるが、国内葉たばこ生産については、公社は、その長期的存続を可能ならしめるよう過剰在庫の解消に十分配慮しつつ、従前にもまして「云々」ということで、まず一つには、省力化技術の導入であるとか共同化、委託請負化であるとか主産地形成の推進であるとか、そういうことで生産性を向上させていこう、そのために、新品種の開発導入、耕作指導の充実強化、収納価格体系の是正等による品質改善、原料加工技術の高度化、こういうことが指針をされておるわけですね。このことについては、この答申もそうだし、また皆さんの長計あるいは第一次中計、第二次中計等の中でもほぼ同じ趣旨のことが言われております

ね。

ここで、これは農林省の方もおいでになつてい

るので伺いたいのですけれども、省力化技術の導入それから共同化、委託請負化、こういうような問題について、今日までも専売公社としても努力をされてきておるわけですが、この省力化技術の導入それから共同化、委託請負化、こういうものについて、まず最初に専売公社当局から聞きますが、これはもう最初から言われていること

が四十三年に出来たときから言われていることですから、その後の状況というのは一体どういうように成果を上げてきたかということについてちょっとお聞きしたいのです。

○永井(秀)委員 先生がおっしゃいましたような項目につきまして、毎年努力をいたしまして、いろいろございまして、本年の生産指導におきまして、品質の向上とあわせながらそういった省力化、経営の近代化ということを進めてまいっているわけでございます。

その実績でございますが、耕作者一人当たりの総労働時間で kilograms を割りまして労働の生産性でございますが、その十一年が九百五十五時間

でございまして、それを一〇〇とした場合、五十二年は四百二時間でございまして、大体四二という指数が出ておりまして、五八%の削減になっております。ちなみに、米の場合につきましても同じ期間が四三になっておりまして、お米の場合と大体同じぐらいの労働時間の削減が進んでいるのではないかと、そういったことが合理化とか省力化の具体的な成果として出ているのではないかと、そういうふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 農林省にちよつと伺いますが、専売公社でこのように、まあ省力化技術といううなものとはたばこにふさわしいものでしょうか、これは余り農林省として関係ないかもしらぬけれども、共同化といううなときに、これは共同化にもいろいろ形態があるけれども、やはり公社がねらっているのは、大型耕作面積を確保するといううなことで、一反歩、二反歩といううな三十年代に非常に多かったそういうものが、いまや五十アルぐらいまで来ているわけですから、そういうことで、構造改善事業といううなことを通じて、一つのグループで耕作の単位面積を広げていくというこのためには、大体私のところなんかも栃木の、これは渡辺農林大臣もそうだけれども、那須の産でございまして、その八溝山系を中心にして耕地があるわけで、そうなりますと、非常に傾斜地が多いといううなこともあって、しかも山合いのところが非常に耕作地帯が偏つておるわけなんです。そうなりますとそういうところは、よほど大規模な耕地整理、圃場整備のようなことが行われないと、そういう面で作付の共同化、まあ育苗なんかという小面積でやれる問題は別としても、メリットが大きく出るような共同化というものは、農林省自身がもつと――専売公社あるいは大蔵省とそういう面で協力する体制というものは農林省にはどういう程度にあるのですか。

○二瓶(秀)委員 葉たばこ問題につきましては、先ほど来お話しをしておりますが、品質の向上と生産性の向上、これが一番大事であらう、かように思っております。したがって、ただいま先生からもお話しございましたような基盤整備、こういうものも非常に重要でございます。したがっていまし

て、この基盤整備の事業なり、耕作範囲が広くなるような角度で高効率の営農団地の育成をやるということでの特産畑作振興対策事業ということもやっております。別途、構造改善局が中心になっております農業構造改善事業というもので取り上げていく。この際も、基盤整備のそういう土いじりのものから、あといろいろな施設なり機械なりというものが助成しようということも、農林水産省としても相当集中的に希望する向きにつきましては採択をしていくということで、葉たばこ生産の合理化をやっておるわけでございます。以上でございます。

○広瀬(秀)委員 たばこ耕作者に対する農林省の態度というか姿勢というかそういうものは、構造改善事業というようにことでの問題で、特に稲作転換の問題で、転換作目の中にたばこを入れるというふうなそういうものでもない限り、専売公社と農林省というのはいくら打ち合わせもなさっていないし、お互い協力して農政の面から、たばこ耕作者のためにいろいろ便宜を図るといふような面では、非常に意欲が足りないんじゃないかと私も思っています。専売公社はどう考えているか知らぬが、いかがですか。

○二瓶政府委員 葉たばこにつきましては、畑作農作物の中で粗生産額としては第一位でございます。したがって、地域農業といたしましては、個別の農業経営というふうな面から見まして、非常に重要な作物というように考えております。ただいま先生からは、農林水産省の方はたばこ農家の方については余り熱心ではないのじゃないかというふうなお話もございましたが、われわれとしてはそういうつもりはさらさらございません。この点は、専売公社の方とも十分連絡をとりながら、品質の向上なり省力化等を中心にした生産性の向上を、公社がやっております助成事業のほかにも農林水産省としても、基盤整備から特産の農作物の対策も、構造改善事業も、希望する向きについては集中的に採択をしてやっておりますわけでございます。その辺は御理解をいただきたいと

思います。
○広瀬(秀)委員 非常に積極的な発言をいただいたので、きょうは、私もそうあつてほしいということだけ申し上げるにとどめたいと思います。

葉たばこは大蔵省所管なんだから、農林省は知ったこっちゃないというふうな態度をとらないでほしい。さらにいろいろ葉たばこ専売事業を取り巻く環境も厳しくなっている。しかも五六%からもの税金で先取りされるというふうな状況になつて、農民にしが寄りそうだという心配を基底にしながら私はこの質問をしているわけです。

それというの実は、専売事業調査会でもあるいは専売のいろいろな文章を見ましても、農政的保護といふものについて、農政的費用の負担分というものの、やはりこういう非常に厳しい時代になつてくるものですから、そのことがいまクロージアップされて頭をもたげている、そういうこともあるのです。したがって、そういうものについていまいちも結論らしいことは言っていない。ただ、「農政的費用負担分」として明確化することによつて、公社・耕作者及び消費者・国民による国内葉たばこ生産についてのコンセンサスの醸成を図るとともに、経営と農政的保護との調和が可能となる基盤を確立する必要がある」といふ、最後の結論的部分になると、私もちよつと真意をつかみかねるんだけれども、そして「農政的保護に關しては、総合農政の立場から公社から分離して国において一元的に行われるべきであるとの見解もあるが、」と、恐らく専売公社としては本当はこういうことを言いたいんでしようが「国内葉たばこ生産の機能を公社から分離し、国において一元的に保護を行つていく場合には、現行の原料、製造、営業の有効の一貫体制が崩れ、公社の要請に合致しない葉たばこ生産が行われる等、結果として保護制度が有効に機能しえなくなるおそれがあると考えられる。」という疑問も一方においてはあります。「したがって、たばこ企業にとつての原料調達の重要性和農政的保護の必要性の両者を考慮すれば、「農政的費用負担分」を明確化した上で、公社自らが総

合農政の立場を踏まえつつ、経営と農政的保護の相反する関係についての十分な配慮に立つた諸施策を展開していくことが最も適切と考えられる。」こういうことを言っているんですね。

農政的保護といふものを具体的に言えば、第一次農業構造改善事業を三十七年から四十四年にやりました。第二次農業構造改善事業を四十五年から五十二年、特産物生産団地育成事業、四十七年から五十二年、稲作転換促進特別事業、四十六年から五十二年、その他の補助事業、こういうものがいわゆる農政的助成措置と申しますかそういうものに理解して、これは農政的費用負担分だ、こういうふうな理解してよろしいでしょうか。それはここにもどれくらい金額を補助金として出したかということがありますが、今日まで、いま申し上げた数字を合算しますと七十億くらい出しておりますということですが、七十億というのはいまや二兆円産業として、それをオーバードしたのから言え、いかに少ないかと私どもは思ふんだけれども、そのほかにも最近では、諸施設等に対する補助等が三百九十三億、これも純農政費というふうに考えているのか、その辺のところは大体そんな理解でよろしいんですか。

○泉説明員 専売事業調査会で考へておる農政負担と申しますのはそうではございませんで、先ほど申し上げましたように、円高のせいもありますけれども、国産葉の価格がたばこの国際価格に比べて割り高な部分を算定しますと、それが農政的な負担を公社がしておるためではないかというふうなことで計算されておるものであります。この計算のやり方につきましてはいろいろ、たとえばECでたばこに對しまして補助金を出してありますが、そのときの計算のやり方と同じようなやり方であるのと、そうではなくて単純に国際価格、国産葉と似た葉たばこの価格との比率ではじいたやり方と両方あるかと思ひます。

そういう点からいいますと、はっきりした金額はあれでございませうけれども、専売事業調査会で考へておられるような数字は、農政負担が約千

五百億円というふうなことでございまして、いまお話しのような農業に對して構造改善とか、そのほか乾燥室の設備改善だとか、あるいは共同化促進のための補助金であるとか、そういったものの金額を指しておるのではございません。

○広瀬(秀)委員 それで中身はわかりました。そうしますと、この農政的費用負担分としてその分まで価格でめんどろを見て、ざつぱらんに言えばそういうことで、それが一千億になつて、こういうものをどうするかということなんです。そうすると、その農政的配慮ということがいわれる割り高の分である、そういうふうに考へておられるのですか。

じゃ、割り高をできるだけ解消していくためにいろいろ施策を行つて、その分をどうされようとするのですか。これからそういうものはなくすようにしていきたい、そうすれば価格を下げるということになる。新しい価格体系をつくるのだということも同時に言つておられる。その辺の結びつきは一体どういふようになるのですか、収納価格の問題……。

○後藤説明員 収納価格の問題につきましては、先ほど泉説明員も御説明申し上げておりますように、たばこ専売法五条におきまして収納価格についての基本的な考え方が決められておりますし、収納価格の決定に当たつては耕作審議会の議を経るといふことになつておりました。毎年耕作審議会にお諮り申し上げ、その答申をいただいて公社は収納価格を決定し、その価格によつて標準鑑定で収納しておるということでございますので、そのことは今後とも続けてまいりたいという考へております。

いま先生のおっしゃつております總裁の私的諮問機関としてつくりましたたばこ専売事業調査会の答申でございまして、まず第一点で、葉たばこの関係はいわゆる総合農政の一環から公社から切り離すというふうな意見もあるがというの、公社がそういうことを言つておるわけじゃないかと思ひます。これはそういう意見も巷間ございまして、

委員の方の中にはそういう意見をお持ちの方もありますが、後で結論で申し述べておきますように、公社はやはりその業たばこを全量収納して全部使うわけでございますので、メーカーが十分使いやすい業たばこをつくるためには、この現在の業たばこの専売制というものを公社の中に取り込みながら維持していく必要があるということであるので、その答申はできているわけでございます。

ただ、業たばこの現状を見ました場合に、現状のままではいかと申し上げますと、実はこういう国際価格よりの乖離が起りましたのはそう古い過去のことではございません。四十六年当時は一・三倍ぐらいの高さであった。それがやはりオイルショックとか、それからいろいろなその後における国内の諸資材並びに賃金のアップによりまして、それと同時にいわゆる円高の傾向によりまして、こういうふうな価格差の乖離が出てまいりましたわけでございますけれども、私もやはりたばこ産業の経営としては、とにかく原料の供給が安定的にいい品種を提供してもらうということが基本的でございますので、やはり国内原料を十分尊重していかねばなりません。そのために、お互いが共存していくという立場から、国際的に見て高いものは、できるだけ生産性の向上を図りながら品質も改善をしていきまして開差を縮めていく。それで、そうしてもやはり日本の農業の置かれてある土地条件なり気象条件の中である割に高

分は残ると思いますが、そういうものにつきましましては、消費者や国民の皆さん、いろいろな方々に、国内の業たばこ生産をこの程度維持していくについてはこの程度のことではやむを得ないのだというコンセンサスづくりということが、私も共存の基礎だろと思うまして、そういうことが答申に出ておることでございます。

○広瀬(秀)委員 何というか、非常に思わぬなり書き方がされているので、この農政的費用負担分を将来どうしようとしておられるのか。これは当然のものとして、専売公社としてそれも当然のことなんだという見方なのか。これを特別クローズ

アップして、明らかにしなければならぬ、しなければならぬと申しておられる、それは真のねらいは何なんでしょうか。そういうものは専売公社として、これからやはり国内産業を助成しながら長期にわたって耕作者のたばこづくりを確保していくというたてまえから、これはもう当然のことなんだという考えでおられるのか。それはただし、そういうものを含んでいるのですということ、それが知られてないということに対して、もっとそれを多くの皆さんに知ってもらいたいんだというだけのものなのか。それから一歩進んでどうするんだというその辺のところはどうなんでしょうか。

○泉説明員 専売公社が業たばこ専売制のもとに全量購買いたしておるといふ点からいいますと、こうしたいわば農政負担のものを専売公社が負担しているというところはやむを得ないことだと私は考えております。ただ世間では、専売公社がそれほども多くの農政負担をしていることについて御存じない方もございますので、その点は御理解をいただきたい。そして、専売公社がそれだけそういう農政負担をしているということは本来ならば、そういう農政負担をしなければ専売納付金はもつと多かつた、多くなり得るはずのものであります。それが農政負担を負担しておるために専売納付金はそれだけふえないのでござい

ます。その点を御理解していただきたいという点もあるわけでございまして。そういう点の事柄の御理解がないままに、以前に比べて専売納付金が減ったではないか、こう一言に言われても困るわけでございますので、そういう点についても御理解をいただきたいということで申し上げておるわけでございまして。

○広瀬(秀)委員 とにかく今度の法律が通れば、これはもう先ほどから申し上げておりますように、約五六%のものが先取りされる。そのしわを先ほど総裁も、耕作農民に寄せるというようになことはしないという明快な答弁をいただいたわけでありまして、そのあかしは、やはり専売法五条の原則はかたく守って、その耕作農民に適正な収益

を得させることを旨として定めるといふあの精神はこれからも守っていく、こういうように理解してよろしいかどうか、その点の確認を——まあ具体的には生産費補償方式という、そしていまの耕作審議会に諮問をしてその線で算定をして、苦しくともあるいは公社の留保金が少なくなっても、これは五六%はなかなか変えないというのですから、まずそれはとられちゃっているのですからどうしようもないけれども、そういうことで、いわゆる対境関係、小売店の手数料だとかそういうところにしわ寄せはさせない、こういうことを確認ができれば私の質問はこれで終わりたいと思うのですが、いかがですか。

○泉説明員 今度の制度改正によって、いま広瀬委員のおっしゃったような耕作農民にしわ寄せをしないあるいは小売店にしわ寄せをしない、これはもう私、明言申し上げる次第でございます。ただ耕作者の方に、先ほど申し上げましたように品質のいいたばこをつくっていただく、この努力だけはやはり耕作者の方にお願ひしたいし、また小売店の方も、消費者に対するサービスというものをよくやっていただくということ、それが結局たばこの売り上げに響いてくることでもございまして、その点はお願ひしたい、このように思っております。

○広瀬(秀)委員 以上で終わります。

○加藤委員長 次回は、明二十六日木曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十分散会

